

消防の動き



2018
11
No.571



FDMA
住民とともに

消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



目次

CONTENTS

平成30年11月号 No.571

巻頭言 就任に当たって (消防大学校長 鳴田 謙二)

巻頭言 その時々感じた「違和感」は、結構、正しい。(消防研究センター所長 長尾一郎)

Report

| | |
|---------------------|---|
| 平成30年度の熱中症による救急搬送状況 | 5 |
| 消防職員委員会の運用改善について | 9 |

Topics

| | |
|----------------------------------|----|
| 「地域防災力向上シンポジウムin栃木 2018」の開催 | 13 |
| 「大規模イベント開催に向けた国民保護担当者研修会」の開催について | 15 |
| 「日越協力文書交換式」について | 17 |

緊急消防援助隊情報

| | |
|--------------------------------|----|
| 平成30年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の実施について | 18 |
|--------------------------------|----|

先進事例紹介

| | |
|--|----|
| 「大規模災害時119番対応コールトリアージプロトコル」の作成 ～熊本地震の教訓から～ (熊本県 熊本市消防局) | 20 |
| 「火災で被災された方へ」の外国語版作成 (大阪府 東大阪市消防局) | 22 |

消防通信～望楼

| | |
|---|----|
| 東京消防庁小金井消防署 (東京都) / 豊橋市消防本部 (愛知県) 堺市消防局 (大阪府) / 和歌山市消防局 (和歌山県) | 24 |
|---|----|

消防大学校だより

| | |
|------------------|----|
| 指揮シミュレーション訓練について | 25 |
|------------------|----|

報道発表

| | |
|----------------------------------|----|
| 最近の報道発表 (平成30年9月24日～平成30年10月23日) | 27 |
|----------------------------------|----|

通知等

| | |
|--------------------------------|----|
| 最近の通知 (平成30年9月24日～平成30年10月23日) | 28 |
| 広報テーマ (11月・12月) | 28 |

お知らせ

| | |
|---|----|
| 平成30年11月9日 (金) から15日 (木) 秋季全国火災予防運動を実施します! | 29 |
| 津波による被害の防止 | 30 |
| 女性 (婦人) 防火クラブ活動の紹介と参加の呼び掛け | 31 |
| 11月9日は「119番の日」 正しい119番緊急通報要領 ～いざという時慌てないために～ | 32 |
| 山小屋等の民間施設を活用した避難施設の整備に係る財政措置について | 33 |



■ 表紙
本号掲載記事より

就任に当たって



消防大学校長 鳴田 謙二

10月1日付けで消防大学校長に就任しました。よろしくお願ひ申し上げます。約9年ぶりの消防庁勤務であり、当時を含め幾度か消防大学には関係の講義に出向しており、その際用いた講義資料も活用しながら当面予定されている講話の内容を考えているところです。まだ2週間余りですが、すでに幹部科、専科（救急科、救助科、予防科）合計4科223名の卒業を見届け、幹部科、専科（警防科、火災調査科）合計3科192名の学生を迎えました。

研修を終了しそれぞれの所属本部や地域に戻った消防職団員の方々が、消防大学卒業生としての自信と誇りをもって、消防に対する地域住民からの期待に応え、郷土の安心と安全の確立に向けて、さらなる活躍をされることを心から期待するものであります。また、研修期間中寝食を共にし培われた全国、県内、研修科内外の同志のきずなやネットワークを卒業後も大切に折に触れ情報交換・意見交換等を通じ各地域の消防力の向上に生かしていられるよう願うところです。

消防大学は昭和23年4月に創設された消防講習所を前身としています。昭和30年代に入ると多くの消防関係者からさらに高度の教育訓練機関の設置を求める声が高まり、昭和34年4月に現在の消防大学が設立され（講習所の昇格）その思いが結実しました。

こうした歴史も継承しつつ、社会経済情勢の変化を踏まえ、消防行政の進展に対応し、e-ラーニングの導入や研修科目の再編、女性消防吏員向け講習の創設など教育訓練内容について見直しに取り組んできたところであり、これからも研修科目・内容や手法について不断に検討・見直しを進めていく必要があると感じています。

本年も数多くの地震、風水害に見舞われています。災害現場で献身的に活動する消防職団員の姿を目にするたびに、安全管理の徹底を第一とした平日頃の教育訓練と、個々の部隊組織の責任者の任務の重要性を強く感じます。また、最近高速道路の建設・管理に携わった経験からは、全国の高速道路会社では平時は想定される大規模地震に備え橋梁等の耐震補強に計画的に取り組むとともに、西日本における本年の7月豪雨の際に見られたように災害時にはのり面の土砂崩落等の事象に臨機応変に対応し高速道路交通の迅速な確保に努めているところです。関係機関によるこうした災害応急活動と相まって広域的な消防活動が効果的に展開されていると思う次第です。

高速道路トンネルの天井板落下事故を契機にインフラのメンテナンスの重要性・緊急性が指摘されるようになり国を挙げて定期的な点検や必要な修繕等を通じたインフラの長寿命化に取り組まれています。本校でも、本館をはじめすでに供用から20年前後を経過しており、適正なメンテナンスサイクルを確立して、全国から集う消防職団員により快適な研修環境の提供に努めていく必要があると感じています。

今後とも様々な課題に的確に対応し来年60周年を迎える消防大学の伝統にさらなる磨きをかけることにより、引き続き全国の消防職団員の期待に応える消防大学を目指して全力で取り組んでまいります。

全国の消防本部、都道府県消防防災部局・消防学校など関係の皆様のご支援を心よりお願ひ申し上げます。

その時々感じた 「違和感」は、結構、正しい。



消防研究センター所長 長尾一郎

消防防災行政に身を投じて三十数年となり、その間、幾多の災害や事故を経験しました。そして、その都度、それぞれの場面で判断や対応を行ってきました。

さて、事案対応を行っている時に、何か「違和感」を感じる場面があります。自身の行った行動や活動、部下に指示して行わせた処置の後に、何やら、もやもやとした、何か納得できていない蟠り（わだかまり）のようなものです。そして、その違和感は、結構、正しく失敗につながっています。

図上訓練などでは、冷静に確認や判断する時間を与えられ、先の展開を十分に予想する事ができるので、結構、正しく対処できるものです。しかし、実災害・事故になると、時間的余裕もなく、相手ともうまく連絡が取れず、また、人員も少ない中での活動ですので、正直、「えいやー！」と事を運ばなくてはならないこともあります。緊急事態だからと、心の隅で感じていた「もやもやとした違和感」には目をつむってしまうのです。悪いことに、その瞬間に感じていたもやもやは、次々の事案対処に忙殺され記憶の彼方へ飛んで行ってしまいます。

その後、問題が顕在化し、時の判断が十分でなかったこと、違和感は結構正しかったことが分かるのです。

北海道南西沖地震。平成5年(1993年)7月12日午後10時17分。M7.8の地震が発生し、主に奥尻町(島)を中心に津波で230名の方々が死亡・行方不明となりました。離島であることから救助隊の派遣や支援物資の供給に困難を要し、また、電気・水道も相当の被害となり、復旧の目処がなかなか見えてこない状況でした。

消防庁では、給水支援の一環として、企業からの協力申し入れなどにより海水や河川水などを浄化し飲料水にする装置を緊急派遣することとしました。

当時は、海でもどこでもいいから、最適地で活動(浄化作業)するように指示をしておりました。その時すでに「違和感」はあったのです。

担当職員と協力企業の社員で浄化装置を奥尻島まで搬送し、拠点として海岸で稼働させることとなりました。しかし、その作業を見守っていた被災者の方から「俺たちの家族を奪った海の水を俺たちに飲ませるのか!!」とお叱りを受けたそうです。

被災された方々やご遺族の方々に思いが至らなかった軽率な判断であったと思います。その後、急遽、河川へ移動して浄化作業を行ったと聞きました。

事前に感じていた違和感。津波の被災地において「海水を浄化して飲料水にする」ことの違和感を薄々持ちながらも、それを行わせてしまったこと、今でも猛省しております。

皆様も、違和感を大切にいただき、感じたままに素朴な疑問として直ちに上司や部下と相談することをお勧めします。

平成30年度の熱中症による救急搬送状況

救急企画室

1 はじめに

消防庁では、平成20年度から全国の消防本部を調査対象として、熱中症による救急搬送人員数の調査を行うとともに、熱中症予防啓発コンテンツの作成、Twitterによる注意喚起など熱中症予防の啓発活動の推進に取り

組んでいます。

この度、平成30年5月から9月までの全国における熱中症による救急搬送状況を取りまとめましたので、その概要を報告します。

2 熱中症による救急搬送状況

① 救急搬送人員数 (図1) (表1)

平成30年5月から9月までの全国における熱中症による救急搬送人員数の合計は、95,137人でした。

月別の救急搬送人員数は、7月が最も多く54,220人、次に8月の30,410人でした。

週別の救急搬送人員数は、7月16日から7月22日までが最も多く23,191人、次いで7月23日から7月29日の14,059人でした。

図1 熱中症による救急搬送状況 (平成30年) 「調査開始から各週ごとの比較」

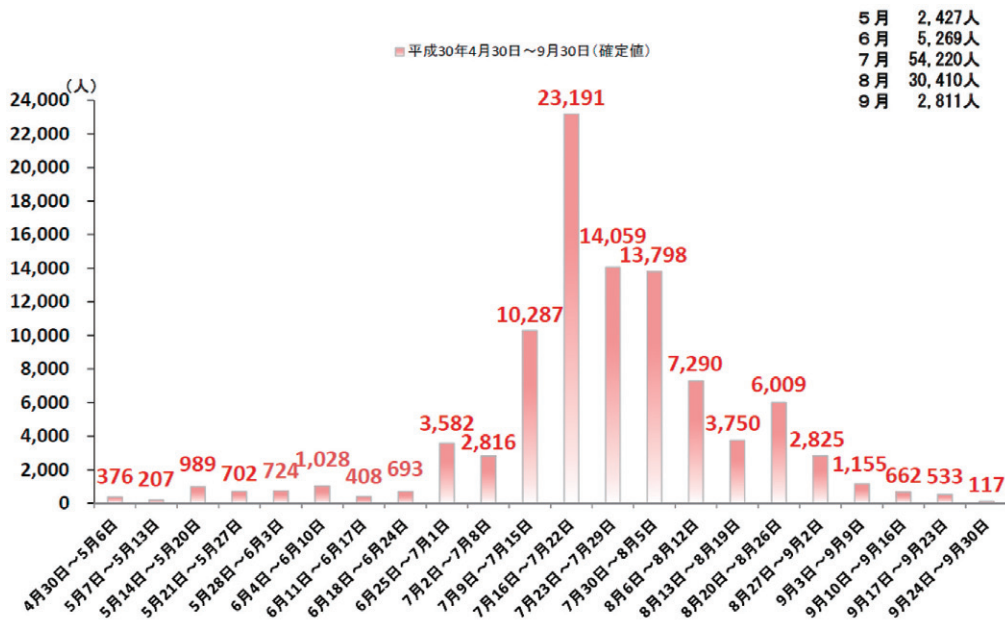


表1 熱中症による救急搬送状況 (平成24年～30年) 「救急搬送人員及び死亡者数 (年別推移)」

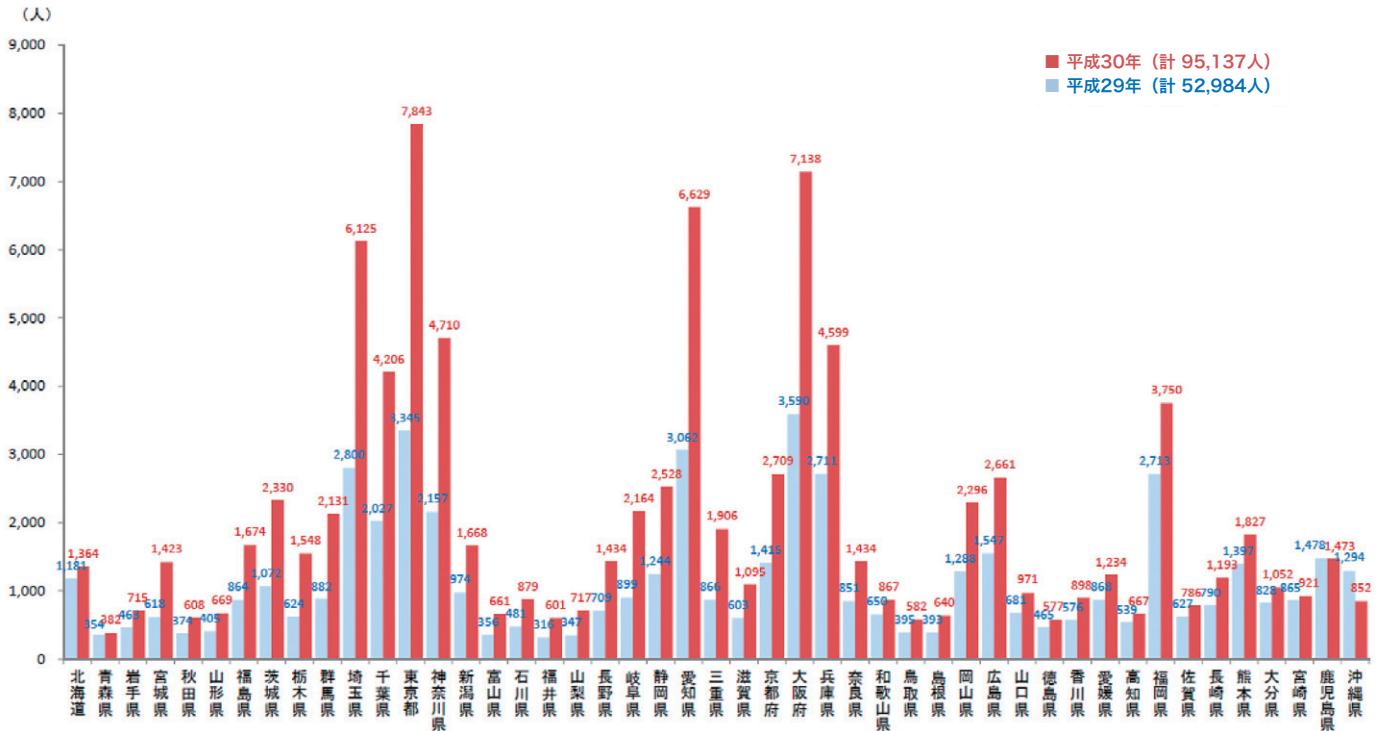
| | | (単位: 人) | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|----|--------------|-------|--------------|-------|--------------|-------|--------------|-------|--------------|---------|--------------|----|--------------|----|
| | | 平成30年 (2018) | | 平成29年 (2017) | | 平成28年 (2016) | | 平成27年 (2015) | | 平成26年 (2014) | | 平成25年 (2013) | | 平成24年 (2012) | |
| 確定値 | 月 | 搬送人員 | 死亡 | 搬送人員 | 死亡 | 搬送人員 | 死亡 | 搬送人員 | 死亡 | 搬送人員 | 死亡 | 搬送人員 | 死亡 | 搬送人員 | 死亡 |
| | | 5月 | 2,427 | 1 | 3,401 | 2 | 2,788 | 1 | 2,904 | 3 | 調査データなし | | | | |
| | 6月 | 5,269 | 5 | 3,481 | 1 | 3,558 | 3 | 3,032 | 2 | 4,634 | 6 | 4,265 | 4 | 1,837 | 3 |
| | 7月 | 54,220 | 133 | 26,702 | 31 | 18,671 | 29 | 24,567 | 39 | 18,407 | 31 | 23,699 | 27 | 21,082 | 37 |
| | 8月 | 30,410 | 20 | 17,302 | 14 | 21,383 | 24 | 23,925 | 60 | 15,183 | 15 | 27,632 | 57 | 18,573 | 35 |
| | 9月 | 2,811 | 1 | 2,098 | 0 | 4,012 | 2 | 1,424 | 1 | 1,824 | 3 | 3,133 | 0 | 4,209 | 1 |
| 救急搬送人員数 (5月から9月) | | 95,137 | 160 | 52,984 | 48 | 50,412 | 59 | 55,852 | 105 | | | | | | |
| 救急搬送人員数 (6月から9月) | | 92,710 | 159 | 49,583 | 46 | 47,624 | 58 | 52,948 | 102 | 40,048 | 55 | 58,729 | 88 | 45,701 | 76 |

② 都道府県別の合計 (図2)

都道府県別で見ると、東京都が7,843人で最も多く、次

いで大阪府7,138人、愛知県6,629人、埼玉県6,125人、神奈川県4,710人、兵庫県4,599人となりました。

図2 熱中症による救急搬送状況 (平成30年) 「都道府県別救急搬送人員数 (昨年比)」

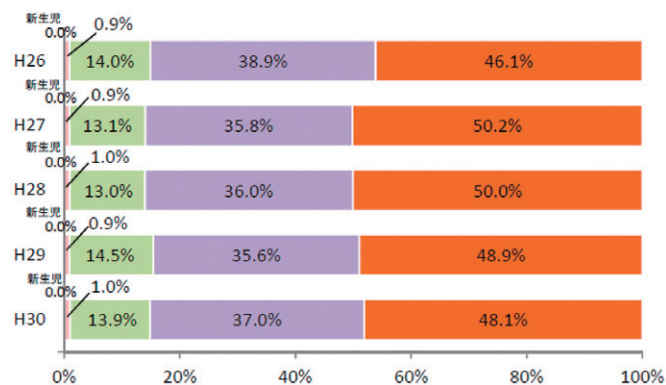


③ 年齢区分別搬送人員数 (図3) (表2)

年齢区分別で見ると、高齢者が45,781人で最も多く、

次いで成人35,189人、少年13,192人、乳幼児967人の順となりました。

図3 年齢区分 (構成比)



- 新生児：生後28日未満の者
- 乳幼児：生後28日以上満7歳未満の者
- 少年：満7歳以上18歳未満の者
- 成人：満18歳以上65歳未満の者
- 高齢者：満65歳以上の者

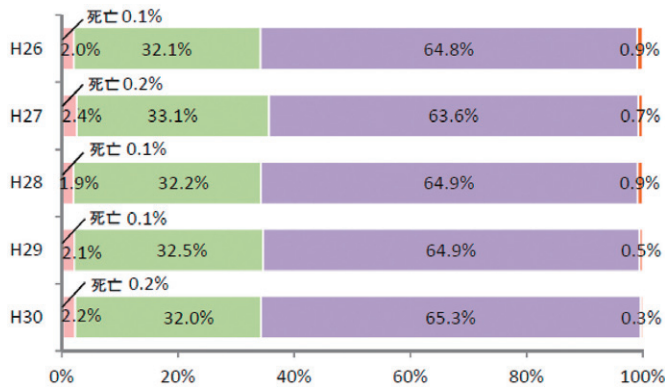
表2

| | 年齢区分 (人) | | | | | 合計 |
|------|----------|------|--------|--------|--------|--------|
| | 新生児 | 乳幼児 | 少年 | 成人 | 高齢者 | |
| H26年 | 4 | 359 | 5,622 | 15,595 | 18,468 | 40,048 |
| | 0.0% | 0.9% | 14.0% | 38.9% | 46.1% | 100% |
| H27年 | 2 | 503 | 7,333 | 19,998 | 28,016 | 55,852 |
| | 0.0% | 0.9% | 13.1% | 35.8% | 50.2% | 100% |
| H28年 | 4 | 482 | 6,548 | 18,150 | 25,228 | 50,412 |
| | 0.0% | 1.0% | 13.0% | 36.0% | 50.0% | 100% |
| H29年 | 8 | 482 | 7,685 | 18,879 | 25,930 | 52,984 |
| | 0.0% | 0.9% | 14.5% | 35.6% | 48.9% | 100% |
| H30年 | 8 | 967 | 13,192 | 35,189 | 45,781 | 95,137 |
| | 0.0% | 1.0% | 13.9% | 37.0% | 48.1% | 100% |

④ 傷病程度別搬送人員数 (図4) (表3)

初診時における傷病程度別で見ると、軽症が62,158人で最も多く、次いで中等症30,435人、重症2,061人、死亡160人の順となりました。

図4 初診時における傷病程度別 (構成比)



- 死亡：初診時において死亡が確認されたもの
- 重症（長期入院）：傷病の程度が3週間以上の入院加療を必要とするもの
- 中等症（入院診療）：傷病の程度が重症または軽症以外のもの
- 軽症（外来診療）：傷病の程度が入院加療を必要としないもの
- その他：医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、その他の場所へ搬送したもの

※なお、傷病程度は入院加療の必要程度を基準に区別しているため、軽症の中には早期に病院での治療が必要だった者や通院による治療が必要だった者も含まれる。

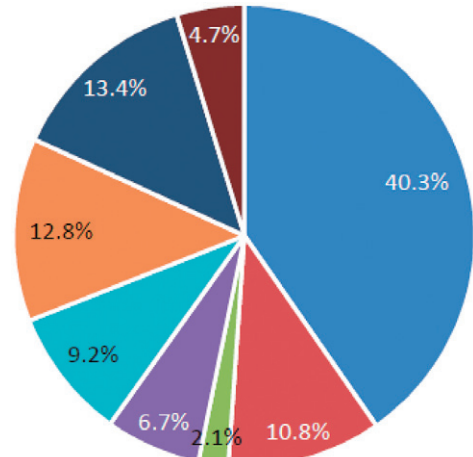
表3

| | 初診時における傷病程度 (人) | | | | | 合計 |
|------|-----------------|-------|--------|--------|------|--------|
| | 死亡 | 重症 | 中等症 | 軽症 | その他 | |
| H26年 | 55 | 787 | 12,860 | 25,967 | 379 | 40,048 |
| | 0.1% | 2.0% | 32.1% | 64.8% | 0.9% | 100% |
| H27年 | 105 | 1,361 | 18,467 | 35,520 | 399 | 55,852 |
| | 0.2% | 2.4% | 33.1% | 63.6% | 0.7% | 100% |
| H28年 | 59 | 981 | 16,242 | 32,696 | 434 | 50,412 |
| | 0.1% | 1.9% | 32.2% | 64.9% | 0.9% | 100% |
| H29年 | 48 | 1,096 | 17,199 | 34,382 | 259 | 52,984 |
| | 0.1% | 2.1% | 32.5% | 64.9% | 0.5% | 100% |
| H30年 | 160 | 2,061 | 30,435 | 62,158 | 323 | 95,137 |
| | 0.2% | 2.2% | 32.0% | 65.3% | 0.3% | 100% |

⑤ 発生場所ごとの救急搬送人員数 (図5) (表4)

発生場所ごとで見ると、住居が38,366人で最も多く、次いで道路12,774人、公衆（屋外）12,185人、仕事場①10,279人の順となりました。

図5 発生場所ごとの項目 (構成比) (平成30年)



- 住居（敷地内全ての場所を含む）
- 仕事場①（道路工事現場、工場、作業所等）
- 仕事場②（田畑、森林、海、川等 ※農・畜・水産作業を行っている場合のみ）
- 教育機関（幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学等）
- 公衆（屋内）不特定者が出入りする場所の屋内部分（劇場、コンサート会場、飲食店、百貨店、病院、公衆浴場、駅（地下ホーム）等）
- 公衆（屋外）不特定者が出入りする場所の屋外部分（競技場、各対象物の屋外駐車場、野外コンサート会場、駅（屋外ホーム）等）
- 道路（一般道路、歩道、有料道路、高速道路等）
- その他（上記に該当しない項目）

表4

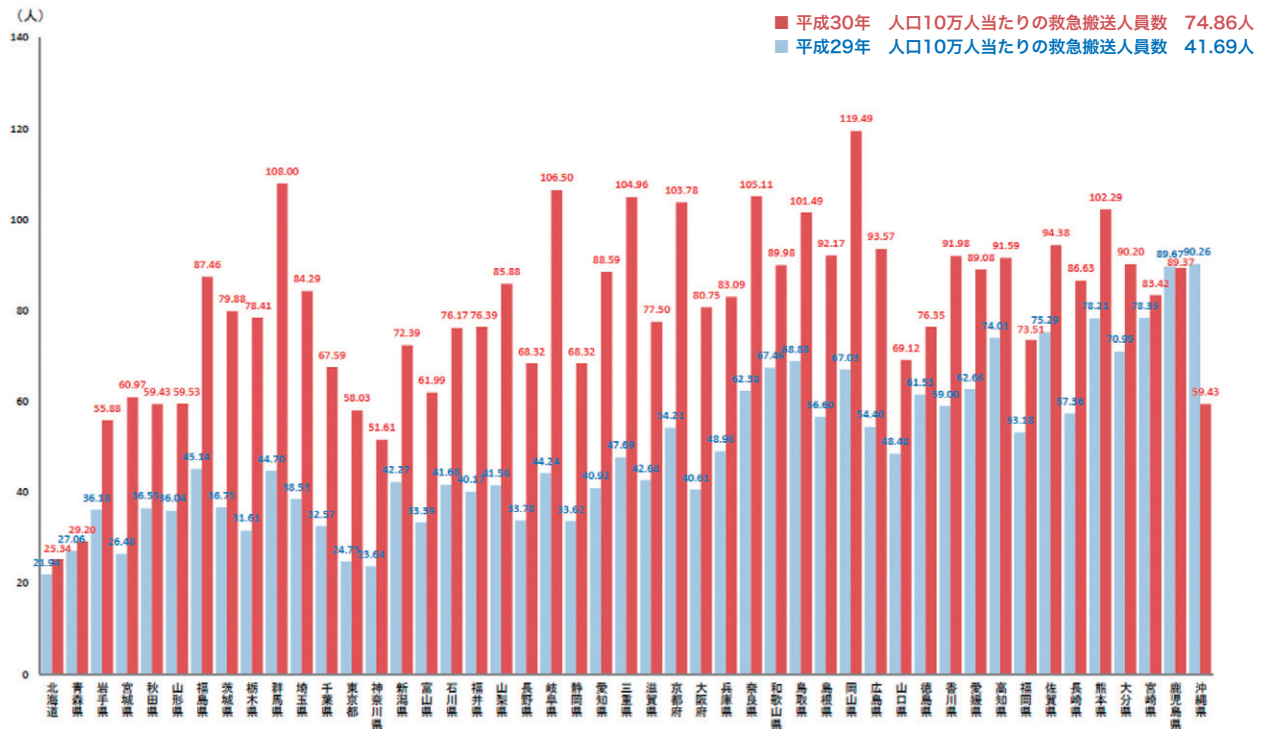
| | 発生場所ごとの項目 (人) | | | | | | | | 合計 |
|------|---------------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|
| | 住居 | 仕事場① | 仕事場② | 教育機関 | 公衆(屋内) | 公衆(屋外) | 道路 | その他 | |
| H29年 | 19,603 | 5,648 | 1,490 | 4,037 | 4,385 | 7,351 | 7,131 | 3,339 | 52,984 |
| | 37.0% | 10.7% | 2.8% | 7.6% | 8.3% | 13.9% | 13.5% | 6.3% | 100% |
| H30年 | 38,366 | 10,279 | 1,980 | 6,333 | 8,712 | 12,185 | 12,774 | 4,508 | 95,137 |
| | 40.3% | 10.8% | 2.1% | 6.7% | 9.2% | 12.8% | 13.4% | 4.7% | 100% |

※平成29年度から発生場所ごとの項目を追加調査

⑥ 都道府県別人口10万人当たりの救急搬送人員数 (図6)

都道府県別人口10万人当たりの救急搬送人員数で見ると、岡山県が119.49人で最も多く、次いで群馬県108.00人、岐阜県106.50人、奈良県105.11人、三重県104.96人の順となりました。

図6 熱中症による救急搬送状況（平成30年）「都道府県別人口10万人当たりの救急搬送人員数（昨年比）」



※平成27年国勢調査の各都道府県人口を基に算出しています。

3 トピックス

○ 平成20年の調査開始以来過去最多搬送人員数

平成30年5月から9月までの全国における熱中症による救急搬送人員数の合計は95,137人で、調査期間中の救急搬送人員数としては、平成20年の調査開始以来過去最多となりました。（平成20年～21年は7月から9月、平成22年～26年は6月～9月、平成27年以降は5月～9月にて調査実施）

また、月単位でも、平成30年7月の搬送人員数が54,220人、死亡者数133人と、救急搬送人員数及び死亡者数ともに調査開始以来過去最多となり、週単位においても、7月16日から7月22日までの熱中症による救急搬送人員数が23,191人、死亡者数67人と、救急搬送人員数及び死亡者数ともに調査開始以来過去最多となりました。

○ 「大阪府北部の地震」及び「平成30年7月豪雨」における消防庁の取組

7月に発生した「大阪府北部の地震」及び「平成30年7月豪雨」において被災住民、ボランティアの方々が熱中症になることが予想されることから、避難所を開設している府県に対し、熱中症の予防を行うよう注意喚起を行いました。

4 消防庁の取組

消防庁は、消防庁HP「熱中症情報」サイトにおいて、熱中症予防のための予防啓発コンテンツとして、予防啓発ビデオ、予防啓発イラスト、予防広報メッセージ、熱中症対策リーフレット、予防啓発ポスター及び啓発車両用シートの提供に加えて、熱中症による救急搬送状況（週報、月報）の公表、Twitterを活用した注意喚起や情報提供等を積極的に行いました。

また、今年度の熱中症による救急搬送人員数のデータを、「熱中症情報」サイトで公表しましたので、御活用ください。

消防庁は、今後も関係省庁と連携をとりながら、熱中症に関する注意喚起や情報提供を行ってまいります。

消防庁熱中症情報（予防啓発コンテンツもこの中に掲載しています）

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_2.html

問い合わせ先

消防庁救急企画室
TEL: 03-5253-7529

消防職員委員会の運用改善について

消防・救急課

1 はじめに

消防職員委員会（以下「委員会」という。）は、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務に職員の意見を反映しやすくすることにより、職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを目的とするものです。平成7年の自治大臣と自治労委員長との合意に基づき、衆・参両院ともに全会一致で消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）が改正され、翌平成8年、法に基づき「消防職員委員会の組織及び運営の基準」（平成8年消防庁告示第5号。以下「告示」という。）が制定され、制度の運用が開始されました。

その後、平成17年には意見取りまとめ者制度の創設等の告示改正が行われるなど、委員会制度の円滑な運用と定着が図られてきました。

消防庁では、制度創設から20年以上が経過した委員会制度の更なる改善に向けて、実態調査（結果については「平成28年度中の消防職員委員会の運営状況調査（追加）に係る調査結果について」（平成30年3月26日付け消防庁消防・救急課事務連絡）参照）を行うとともに、使用者側、労働者側双方と協議を重ねてきました。また、本年6月のILO総会において、消防職員の団結権を含む日本の公務員案件が10年ぶりに議題として取り上げられました。

関係者の合意を得て、本年9月6日、「消防職員委員会の組織及び運営の基準の一部を改正する件」（平成30年消防庁告示第17号。）により、13年ぶりに告示を改正し、平成31年4月1日から施行することとしました。

併せて、告示改正の内容や委員会運営に当たっての留意事項について「消防職員委員会の組織及び運営の基準の一部改正等について（通知）」（平成30年9月6日付け消防消第242号消防庁消防・救急課長通知。以下「告

示通知」という。）を、委員会運営の参考となるような事例について「消防職員委員会運営事例集について（通知）」（平成30年9月21日付け消防消第254号消防庁消防・救急課長通知。以下「事例集通知」という。）を、告示改正を踏まえた市（町・村）消防本部の規則改正例について「市（町・村）消防本部消防職員委員会に関する規則（例）等について（通知）」（平成30年9月6日付け消防消第243号消防庁消防・救急課長通知）をそれぞれ発出しました。また、今回の改正の円滑な施行に向けて、本年中に全国8箇所で開催するとともに、年度内には、今回の改正内容等を盛り込んだ消防職員委員会制度に関するパンフレットを約16万人の消防職員全員に配布する予定です。

本稿では、上記内容の周知の一環として、事例集通知の項目に沿って、告示の改正内容や留意事項、事例についての解説を行います。

2 委員間の活発な委員会審議

委員会の目的に鑑み、委員会の審議は、委員間で活発に行われることが望ましく、委員長は、委員会の会務を総理し、会議を主宰する（告示第2条第1項）立場から、これを促進することが期待されています。

実態調査では、全体の約4分の1の本部（175本部）において、委員長が5年以上在任していることが確認されていますが、委員長が委員よりも著しく長く在任する場合には、委員長の委員会における影響力が過度に大きくなるおそれがあることを懸念し、委員長の任期を新たに1年に定める（告示第2条第2項）とともに、委員長は消防長に準ずる職のうち市町村の規則で定めるものにある消防職員のうちから消防長が指名する者をもって充てること（法第17条第3項）とされていることから、再任を可能（告示第2条第3項）としました。

併せて、委員会の更なる活性化を図る趣旨から、委員長及び委員を指名する権限をもつ消防長と、委員長に対し、委員会運営上の留意事項として、「消防職員が意見を提出しやすい環境づくり」「委員会の公正性の確保」「委員会の透明性の確保」に努めなければならないこと（告示第8条の3）を新たに決めました。

多くの消防本部では、委員会当日は、審議の前に、提出された意見に対する所管課の所見や現状を委員長及び委員に説明するとともに、委員長の的確な議事進行のもとで、委員から積極的に発言が行われ、審議の結論を得ているとの報告を受けており、参考としていただきたい

と考えています（事例集通知1）。

3 委員の指名

委員の半数は、組織区分ごとに当該組織区分に所属する消防職員の推薦に基づき消防長が指名すること（告示第4条第1項）とされ、職員による委員の推薦は、当該組織区分に所属する職員間の話合いにより行うこととしています。職員からの推薦が無い場合に、やむを得ず管理職が推薦している例も見受けられますが、職員の意見を尊重する観点から、まずは職員からの推薦が原則です（告示通知第2の1）。また、提出意見を様々な視点から審議し、もって委員会を活性化させる観点から、委員構成は多様であることが望ましいと考えています。

職員の推薦方法については、前年度選出区分より選出された委員を中心に、選出区分ごとに全職員で話し合い、新委員を推薦しているなどの事例が、また、委員の多様性確保については、女性専用の設備等に関する意見もあることから、委員に女性を一人以上登用するようにしているとの事例が、それぞれ報告されているので、参考としていただきたいと考えています（事例集通知2）。

4 意見提出者の氏名の取扱い

委員会の活性化に向けては、意見の提出しやすい環境づくりを行うことが重要です。

従前から、委員会の審議に当たっては、意見提出者の氏名を明らかにしないこととしていたところですが、これに加えて、告示を改正し、消防職員が、意見取りまとめ者を経由して意見を提出する場合に、意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する部課への提出において、意見提出者の希望に応じて、その氏名を記名、匿名のいずれにするか選択できる欄を追加すること（告示第6条第1項別記様式）としました。

また、以上の取扱いの趣旨を徹底するため、意見提出者と直接のやりとりをする意見取りまとめ者及び委員会の庶務を担当する部課の職員にあっては、意見提出者の氏名及びその特定につながる情報を何人にも漏らさぬよう求めています（告示通知第2の4（7））。同様の観点から、提出意見の取扱いや審議結果等を意見提出者への通知に当たって、意見取りまとめ者を経由して意見を提出し、かつ意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する部課への提出において意見提出者の氏名を匿名にして、意見取りまとめ者のみに対して通知し、

意見提出者には意見取りまとめ者からその内容を伝達するなどの配慮を求めています（告示通知第2の4（5）及び第2の5）。

消防本部によっては、委員会の庶務を担当する部課において、決裁書類や資料等には提出者の所属名や氏名を記載しないようにすることで、秘匿性を確保し、意見提出しやすい環境づくりを図っている事例もあるので、参考としていただきたいと考えています（事例集通知3）。また、従前から、「職員個人の意見の提出であると認められる限り、連名による提出も可能」としているところですが、今回の告示第6条第1項別記様式の改正により、

- 連名での意見提出者の中に、記名を希望する者と匿名を希望する者が混在する場合には、「記名を希望する意見提出者氏名ほか匿名〇名」からの意見、
 - 連名での意見提出者全員が匿名を希望する場合には、「匿名〇名」からの意見、
- という形で、それぞれ意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する部課に意見が提出されることになることにも留意していただくようお願いします。

5 委員会の開催

委員会の会議は、毎年度の前半に1回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催すること（告示第7条第1項）としており、意見の提出がない場合であっても、制度の趣旨に沿った円滑な運用を図るための検討や、委員会の庶務を担当する部課からの各種報告事項等を議題として開催するよう、従前から要請しています（告示通知第2の3）。

消防本部からは、毎年度前半に開催している委員会に加え、意見が審議対象外とされた意見提出者から異議申し立てがあり、事務局及び消防長で必要と判断すれば、再度委員会を開いている事例や、意見提出がなかった場合でも「過去の委員会で作された意見について」といった議題を事務局が設定し、委員会を開催している事例などが報告されているので、参考としていただきたいと考えています（事例集通知4）。

6 意見提出期間の確保

意見提出期間を長く確保し、意見提出をしやすい環境づくりを行う観点から、告示を改正し、当該期間を十分に確保すること（告示第7条第2項）としました。

意見提出のための期間は、消防本部の規模等にもよる

が、一つの目安として、少なくとも30日間程度確保することが適当（告示通知第2の4（1））と新たに示しています。通年で意見提出を受け付けている消防本部の事例もあるので、参考としていただきたいと考えています（事例集通知5）。

7 委員会の開催の周知

意見を提出しやすい環境づくりを行い、委員会の活性化を図る観点から、告示を改正し、消防職員全員に対し、あらかじめ、意見提出期間、会議の日時及び場所を周知すること（告示第7条第2項）としました。

全職員に委員会開催の事実等をメールで周知している事例もあるので、参考としていただきたいと考えています（事例集通知6）。

8 審議対象外の場合の取扱い等

提出意見については、本制度の趣旨に照らし、法に定める審議事項とならないことが明らかなものに限り審議対象外とし、できるだけ広く審議することが望ましい（告示通知第2の4（2）・（3））としていますが、この取扱いを徹底し、委員会の透明性の更なる向上を図るため、今回告示を改正し、提出意見を審議しない場合には、会議を開く日までに、当該意見を提出した職員及び意見取りまとめ者に対し、その理由を通知すること（告示第7条第3項）としました。

当該理由については、単に法律で定める項目に該当しないというだけでなく、なぜ該当しないと判断したかも含めて丁寧に説明し、委員会の透明性の確保を図っている事例や、手引きなどであらかじめ審議対象外となるものを明確にしている事例もあるので、参考としていただきたいと考えています（事例集通知7）。

ハラスメントの相談や個人の人事についての不満などの個別具体の事案については、委員会の審議対象外ですが、ハラスメント等への一般的な対応策については審議対象ですので、委員会において意見が提出された場合には、積極的に審議していただきたいと考えています（告示通知第2の4（3））。

提出意見が審議事項に該当するかどうかは、従前は消防長が判断することとしてきたが、今回から取扱いを改め、消防長ではなく、委員会の会務を総理し、会議を主宰する委員長が判断することとしました。通常は委員会の庶務を担当する部課において判断して差し支えありま

せん（告示通知第2の4（4））。

なお、従前から示しているとおり、一度提出して審議された意見について、次年度以降に同内容のものを提出することも差し支えありません。例えば、委員会審議において、「実施が適当」とされたが、消防長等によって未だ実施されない事項について、次年度以降再度意見を提出し、委員会において消防長の処置結果を踏まえた審議を再度行うことも意義のあることと考えるべきです（告示通知第2の4（6））。

9 審議結果の周知

委員会の公正性及び透明性をより向上させる趣旨から、従前より、委員会として、意見提出者及び意見取りまとめ者の双方に対し、当該意見の委員会での審議結果及び当該結果に至った理由を通知する（告示第7条第3項）とともに、消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議概要を周知する（告示第8条の2）こととしています。

審議概要については、審議の内容をできる限りの透明性をもって周知する観点から、審議結果に加え、審議した意見の内容や当該意見に関して委員から出された主な意見を併せて記載するよう今般明示しました（告示通知第2の5）。なお、周知の方法については、各消防本部の実情に応じて、掲示、回覧、書面の配布等、適宜の方法によって差し支えありません（同）。

詳細な議事録を、委員に確認の上全職員に周知している例もあるので、参考としていただきたいと考えています（事例集通知8）。

10 その他

委員会制度の一層の活用を図っていくためには、すべての消防職員が本制度を十分に理解することが必要です。一例として、新人職員を対象に、委員会がどのように組織され、活用されるのかについて勉強会を開催している事例もあるので、参考としていただきたいと考えています（事例集通知9（1））。

また、消防長は、委員会の意見の趣旨を尊重して処置するよう努めるとともに、全職員に対し、委員会の意見及び消防長の処置の結果の要旨を周知するほか、処置しなかった場合についても、その理由や進行状況を周知するのが望ましい（告示通知第2の7）としています。

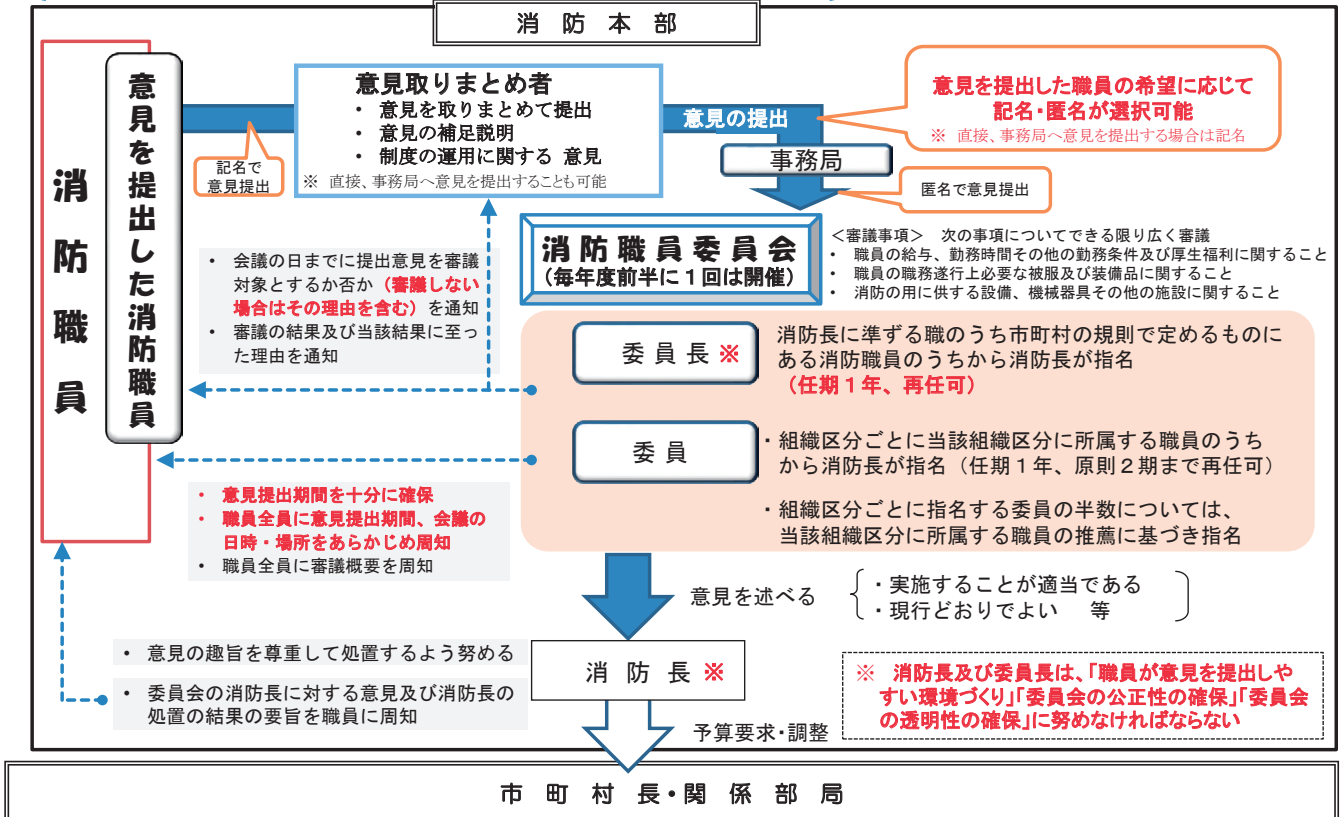
委員会の意見の実現に向けては、人事・財政など市町

村長部局の理解と協力が必要なものも少なくないところであり、これらの部局との連携を強化していくことが必要です。一例として、消防長の処置の結果について、市

長へ報告することで、消防に対する理解を深めていただいている事例もあるので、参考としていただきたいと考えています（事例集通知9（2））。

消防職員委員会の仕組み ※赤字部分が今回改正（平成31年4月1日施行）

（消防職員委員会制度（平成8年創設・平成17年、平成30年に改正））



11 結びに

各消防本部におかれては、今回の告示改正等を踏まえ、委員会運営の一層の円滑化と充実を図っていただき、委員会制度がより有意義なものとなるよう、適切な対応をお願いします。

また、本制度は、消防職員の団結権に関するILOでの審議状況等を踏まえ、政府と労働団体との合意に基づいて創設されたという特別な経緯を持つ制度であることに留意し、市町村長部局に対しても、本制度に対する理解と協力が得られるよう努めていただくよう、併せてお願いします。

問い合わせ先

消防庁消防・救急課
TEL: 03-5253-7522

「地域防災力向上シンポジウムin栃木 2018」の開催

地域防災室

1. はじめに

地域防災の担い手として期待される、女性や若者をはじめとした地域住民、消防団、自主防災組織、企業、医療・福祉等各分野の連携を促進し、地域防災に関する理解を深め、地域の防災力を高めることを目的として、H30年度は全国3か所で「地域防災力向上シンポジウム」を開催することとしています。

そのうち、栃木県矢板市において開催しました「地域防災力向上シンポジウムin栃木2018」の開催内容については以下のとおりです。



会場の様子

2. 概要

「地域防災力向上シンポジウムin栃木2018」

過去の大災害に学ぶ

～情報を避難行動に結びつけるには？～

日時：平成30年9月29日(土)13:00～17:10

場所：矢板市文化会館（栃木県矢板市）

参加人数：約700人

内容：基調講演、事例発表、パネルディスカッション

当日は、ときおり小雨がぱらつく中、近隣住民の方をはじめとした、多くの方にご来場いただきました。



当日の受付

3. 基調講演

「気象災害と防災への心がまえ」

半井 小絵 氏（気象予報士）

本シンポジウムのテーマである、「情報を避難行動に結びつけるには？」という点について、気象予報士としての立場から、気象用語等について、来場者に投げかけながら解説されました。

豪雨による水害の頻発等により、ニュースでよく耳にする「避難指示」と「避難勧告」のどちらがより緊急性が高いものであるか等、情報を受け止める側が留意すべき点について丁寧に解説され、気象や避難に関する情報の内容をしっかり理解すること、なにより早め早めの避難を心がけることが大切であると呼びかけられました。

4. 事例発表

1 「平成27年9月関東・東北豪雨災害とその後」

柴山 晴夫 氏（栃木県小山市消防団副団長）

平成27年9月の関東・東北豪雨において、床上浸水等の被害がでた栃木県小山市での当時の消防団活動について、当時の写真を交えながら発表されました。

当時を振り返って、浸水による被害の場合、車両が使えないため地域住民の避難誘導や救助活動が非常に困難

であったこと、腰の辺りまで冠水するなか、消防団員が住民を背負って救助活動を行う例があったこと等から、救助活動を実施する消防団員自身の安全確保を念頭に置かなければならないことが、水害を目の当たりにした教訓と述べられました。

それら教訓をうけて、小山市消防団では、資機材等のハード面、指揮命令系統を明確化する等のソフト面の両面から消防団の更なる強化を図っています。



柴山 晴夫氏

2 「余笹川氾濫と水害記憶の風化防止について」

稲葉 茂氏（余笹川流域連携ネットワーク会長、NPO 法人栃木県防災士会理事長）

平成30年が、台風に伴う記録的な大雨により河川が氾濫し、複数の死傷者が発生した「那須水害」から20年の節目の年に当たるということで、その際氾濫した余笹川流域住民等が会員となっている余笹川流域連携ネットワーク会長稲葉氏により、水害発生当時の状況や、その後の河川の調査・研究内容について説明されました。



稲葉 茂氏

5. パネルディスカッション

「災害への備えと対応

～一人でできること、みんなでできること～

コーディネーター：福嶋 真理子 氏（フリーアナウンサー、気象予報士、防災士）

パネリスト：齋藤 淳一郎 氏（矢板市長）、大貫 正博 氏（矢板市消防団長）、築瀬 辰雄 氏（白栗自主防災組織リーダー、矢板市区長会会長）、稲葉 茂 氏、中野渡 昂貴 氏（東北福祉大学4年）、田中 えり 氏（下野新聞社記者）

老若男女様々な立場の方がパネリストとして、本シンポジウム全体のテーマである、「情報を避難行動に結びつけるには？」を軸とし、災害への備え等についてパネルディスカッションを実施しました。それぞれの所属団体が平常時に実施している取組や、災害発生時に担う公助、共助、自助といった役割を踏まえて、どのような情報や備えが必要になるのか、いざ災害が発生したときにどのように連携をするのかといった点をそれぞれの立場から述べられました。



パネルディスカッションの様子

6. おわりに

H30年度の地域防災力向上シンポジウムについては、11月に青森県青森市、2月に静岡県静岡市での開催を予定しています。

いずれもそれぞれの地域の課題にあわせて、基調講演やパネルディスカッション等を実施する予定となっています。

今後、開催日が近くなりましたら報道発表等により情報を発信して参りますので、お近くにお住まいの方や、地域防災に興味のある方は、是非足をお運びください。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室
TEL: 03-5253-7561

「大規模イベント開催に向けた国民保護担当者研修会」の開催について

国民保護室・国民保護運用室

1. はじめに

来年度以降、G20大阪サミット、ラグビーワールドカップ2019、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの大規模イベントの開催が控えています。万が一、大規模イベントの開催会場でテロ攻撃が発生した場合等、開催地の市町村においては、住民避難等の国民保護に必要な措置を実施する必要があることから、国民保護体制の着実な整備・強化を進めていくことが重要です。

そこで、今般、大規模イベントの開催市町村を主な対象として、国民保護共同訓練、住民の避難措置に関する仕組み及び避難実施要領のパターンの作成等をテーマとした研修会を開催しました。

2. 研修会の概要

【日時】 平成30年10月5日（金）15:00～17:15

【場所】 東京グリーンパレス

（東京都千代田区二番町2番地）

【参加者】 約150人

（1）消防庁説明

研修会では、大塚国民保護室長の挨拶に引き続き、大藏国民保護運用室長から国民保護共同訓練について説明しました。

次に、国民保護事案発生時の住民避難の流れや避難実施要領のパターンの作成方法について説明しました。具体的には、避難実施要領のパターンの作成においては、①国民保護共同訓練の実施や避難施設の指定と一体的に進めること、②都道府県の協力の下、関係部局・機関が一堂に会する作成会合を設けることが重要であること等を説明しました。



大塚国民保護室長による挨拶



大藏国民保護運用室長による説明

（2）先進事例の紹介

消防庁からの説明の後、先進事例の紹介として、愛知県豊田市と長野県松本市から発表をいただきました。

豊田市からは、競技会場を要避難地域とした避難実施要領作成について、訓練に併せて作成すること、先進事例の調査・視察が参考となったこと、県の協力が重要であったこと等の作成のポイントを講義いただきました。

松本市からは、国民保護共同訓練の様子をビデオ発表し、訓練を通して避難実施要領を作成された際の課題や苦労された点について解説いただきました。



愛知県豊田市による講義

オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会から「東京オリンピック・パラリンピック競技大会の会場における避難の考え方」について、それぞれ説明をいただきました。



ラグビーワールドカップ2019組織委員会による説明



長野県松本市によるビデオ発表



東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会による説明

(3) 避難実施要領の作成演習

演習用の想定事案を提示し、参加者が政府からの法定通知などを見ながら、実際に避難実施要領を作成する演習を行いました。



避難実施要領の作成演習

(4) 組織委員会説明

観客を含む住民の避難に当たっては、イベント主催者によるスタジアムの周辺の警備体制等を、開催市町村などでも把握する必要があります。そのため、公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会から「ラグビーワールドカップ2019 警備方針」について、東京

3. おわりに

2019年開催のG20大阪サミット、ラグビーワールドカップ、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピック等の開催を目前に控え、大規模イベント会場等を狙ったテロの脅威は重大な懸念であり、万が一、テロ攻撃が発生した場合には、国の指示に基づき、住民避難等の国民保護措置を実施することとなることから、地方公共団体においては、観客・住民等を円滑に避難させられるようしっかりと備えをしておく必要があります。

消防庁としては、地方公共団体や関係機関等と連携しながら、引き続き、国民保護体制の強化に取り組んでまいります。

問合わせ先

消防庁 国民保護・防災部 防災課 国民保護室
TEL: 03-5253-7550

「日越協力文書交換式」について

予防課

1. はじめに

近年消防庁では、政府の「インフラ輸出の拡大」の方針を踏まえて消防関連企業の海外進出を支援しており、企業からのニーズが高い東南アジア地域の国を対象として、昨年度からベトナム公安省消防・救難警察局への働きかけを行ってきました。

今年3月に実施したベトナム公安省とのテクニカルミーティングにおいて、両国の相互の利益のため、消防分野における両国の協力関係を強化することを目的とし、協力覚書を締結する方針となりました。

その方針に基づき、今年度に入り両国は、当該覚書の締結に向けて調整を行ってきました。

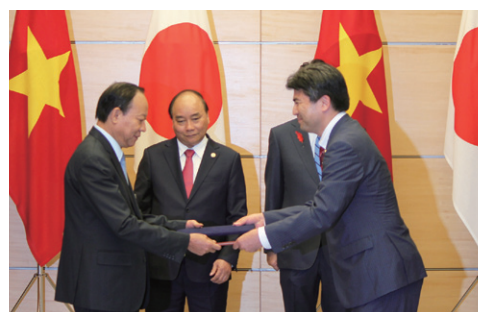
【覚書に位置づけた協力範囲】

- 火災予防政策並びに法令、規格及び認証制度
 - ・火災予防行政における規制及び効果に関する情報の交換
 - ・規格及び認証制度並びに消防機器及び設備の検査並びに認証のための規制の開発における協力
- 人材育成及び能力形成
 - ・火災予防行政並びに規格、標準及び認証制度の開発に関わる研修プログラムの実施
 - ・消防機器及び設備の試験及び検査に関連する施設その他の事項の研究
- 協働の進展に向けた協力
 - ・双方の協力関係の進捗を評価するための定期的な会議の開催
 - ・消防に应用される科学技術研究成果を交換して新しい消防技術及び製品を紹介するためのセミナーの開催

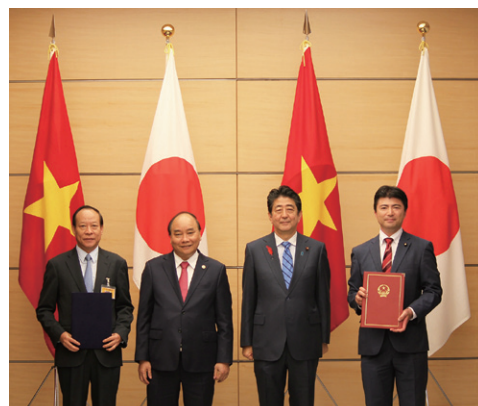
2. 日越協力文書交換式の開催

10月8日に総理官邸で日越首脳会談に合わせて開催された「日越協力文書交換式」において、安倍内閣総理大臣及びグエン・スアン・フック首相のご臨席のもと、

古賀総務大臣政務官とレー・クイ・ヴオン公安省副大臣との間で、「日本国総務省とベトナム社会主義共和国公安省との消防分野における協力覚書」の交換が行われました。



レー・クイ・ヴオン公安副大臣（写真左）と文書を交換する古賀総務大臣政務官



日越協力文書交換式の様子

3. おわりに

消防庁の今年度の方針であったベトナムとの協力覚書が締結されたことから、今後、当該覚書に基づき、ベトナム国内において、日本規格に適合する消防用機器等の流通につなげるため日本の消防関連規格、認証制度が採用されるよう継続して交渉に取り組んでいく予定です。

問合わせ先

消防庁予防課 前原、岡崎
TEL: 03-5253-7523

緊急消防援助隊情報

平成30年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の実施について

広域応援室

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災を教訓に平成7年6月に創設され、今年度発生した大分県中津市土砂災害、大阪北部地震、平成30年7月豪雨や9月に発生した平成30年北海道胆振東部地震など、23年間で計38回の災害に出動し、国民の期待に応えるべく、活動してきたところです。

消防庁では、平成8年度から全国を6ブロックに分け、緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力の向上を図るため、都道府県及び市町村の協力を得て緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練を実施しています。

訓練の実施に際しては、実災害における教訓等を踏まえて通知した「平成30年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練実施上の重点推進事項について」（平成30年3月8日付消防広第124号、以下「重点推進事項」という。）に基づき、訓練を計画しています。

1. 実施日及び実施場所

| ブロック | 実施日 | 実施場所 (メイン会場) |
|-------|--------------------|-----------------|
| 北海道東北 | 11月17日(土)～18日(日) | 福島県いわき市 |
| 関東 | 11月30日(金)～12月1日(土) | 神奈川県横浜市他 |
| 中部 | 11月4日(日)～5日(月) | 静岡県牧之原市・島田市 |
| 近畿 | 11月9日(金)～10日(土) | 福井県坂井市 |
| 中国・四国 | 平成30年7月豪雨のため中止 | |
| 九州 | 11月10日(土)～11日(日) | 鹿児島県肝属郡東串良町 |

2. 主な訓練内容

(1) 消防応援活動調整本部等設置運営訓練

受援都道府県は、災害対策本部及び消防応援活動調整本部を設置して、緊急消防援助隊の応援要請等に係る情報伝達訓練や緊急消防援助隊の受入れを行います。

また、被災地消防本部には、指揮本部及び指揮支援本部を設置して、被害状況の把握や、都道府県への被害状況の報告等を行います。

すべての地域ブロックにおいて、ブラインド型（訓練内容を事前に訓練参加者にお知らせしない）ロールプレイング方式により図上訓練を実施します。



平成29年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練
消防応援活動調整本部設置・運営訓練（大阪府庁）

(2) 参集訓練及び受援対応訓練

指揮支援部隊は、ヘリコプターにより受援都道府県庁又は被災地消防本部へ参集する訓練を実施します。そのため、受援側では、指揮支援部隊をヘリコプターの着陸場所から受援都道府県庁又は被災地消防本部まで送迎する等の受援対応訓練を行います。

統合機動部隊及び都道府県大隊は、都道府県が定める応援計画等に基づき、被災地へ参集するため、当該計画の実効性等を検証します。

また、一部の応援都道府県は、自衛隊と連携して、自衛隊輸送機（C-130、C-2）による人員、車両及び資機材の輸送を行い、被災地へ参集する訓練を実施します。



平成29年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練
指揮支援隊輸送訓練（太田市消防本部）



(3) 部隊運用訓練

被災地入りした緊急消防援助隊は、指揮支援部隊の管理の下、自衛隊、警察、DMA T等の関係機関と連携し、大規模地震をはじめ、過去の災害を踏まえた実践的な訓練を実施します。

また、消防庁から無償使用制度により貸与した全地形対応車や海水利用型消防水利システム等の特殊車両の災害対応力についても検証します。



平成29年度緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練
土砂災害救助救出訓練（山形県米沢市）

(4) 後方支援活動訓練

宿営場所では、拠点機能形成車及び支援車Ⅰ型等の消防庁無償使用車両を活用するほか、宿営場所の付帯施設を有効活用して、後方支援活動訓練を実施します。また、今年度の重点推進事項で通知したとおり、宿営場所等において燃料補給体制の構築を図ることを目的に燃料補給訓練を実施します。



平成29年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練
燃料補給訓練（北方運動公園）

3. 次期開催都道府県

平成31年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練は、次の日程・場所で開催する予定です。

| ブロック | 実施日 | 開催都道府県 |
|-------|---------------------|--------|
| 北海道東北 | 10月21日（月）～10月22日（火） | 新潟県 |
| 関東 | 11月17日（日）～11月18日（月） | 千葉県 |
| 中部 | 11月1日（金）～11月2日（土） | 福井県 |
| 近畿 | 10月26日（土）～10月27日（日） | 三重県 |
| 中国・四国 | 11月30日（土）～12月1日（日） | 高知県 |
| 九州 | 11月9日（土）～11月10日（日） | 宮崎県 |

4. おわりに

今年度は、消防庁が作成した緊急消防援助隊図上訓練マニュアルを活用した図上訓練により、受援都道府県及び被災地消防本部の受援力の強化を図るとともに、近年発生した災害を踏まえた実践的な訓練による災害対応力の更なる強化を目的としています。

また、訓練終了後には検証会を実施して、訓練で得られた奏功事例や課題等を踏まえ、緊急消防援助隊の応受援体制の更なる充実強化につながるよう取り組んでまいります。

最後に、今年度の緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の開催にあたり、多大な御協力を頂戴しております開催県、開催市町村及び消防本部、訓練参加消防本部並びに関係機関の皆様へ心より感謝申し上げます。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室
TEL: 03-5253-7527（直通）

「大規模災害時119番対応コールトリアージプロトコル」の作成 ～熊本地震の教訓から～

熊本県 熊本市消防局

1 はじめに

平成28年に発生した熊本地震では、地震発生直後から多数の119番通報があり指令業務が混乱し対応に苦慮しました。非番員を含め最大18席（18名）で対応しましたが、特に前震時は、指令管制長と通信指令員、通信指令員同士のコンセンサスがとれず統一性を欠く対応となりました。

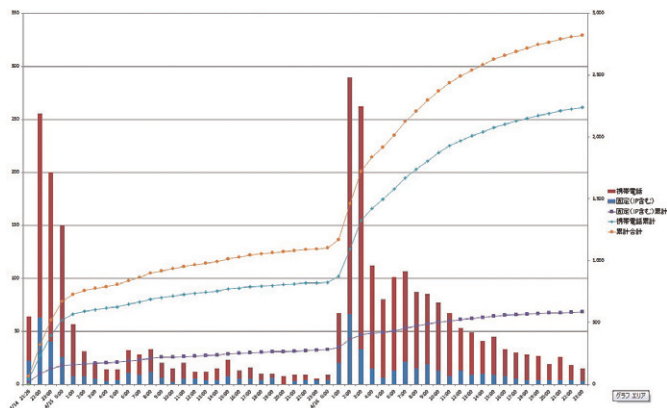
今回、その経験と反省を基に「大規模災害時119番対応コールトリアージプロトコル（以下、「コールトリアージ」という。）を熊本市メディカルコントロール協議会の協力を得て作成しましたのでご紹介します。



本震直後の指令管制室

2 119番受付状況等

119番通報のピークは、前震と本震それぞれ発生から3時間程度であり、この3時間をどう対応するかがポイントと捉えました。



通報内容としては、災害、救急に関する通報は全体の約4割で、他はライフライン・病院・避難所等の問い合わせ、家族の安否確認などの通報でした。

救急に関する通報については、地震による外因性の通報が最も多く、次いで急病の通報でした。救急車の不足から、救急に関する通報を断らざるを得ない状況（以下、「不応需」という。）で、実際に救急車を出場させたのは、通報の1割程度でした。

3 コールトリアージの概要

(1) 場所の特定

通常の119番通報では、救急車が必要な場所を特定させるため詳細な場所を優先的に聴取していますが、コールトリアージでは、大まかな場所（管内か管轄外か）にとどめ、症状の聴取を優先することになっています。

(2) 外因性について

今回の通報で多数を占めた外因性のみ[緑]低緊急群を設定しました。低緊急群としては、歩行可能又は四肢の単発外傷です。ただし、開放性骨折や活動性の出血がある場合は[黄]準緊急として対応することにしました。

(3) 内因性について

内因性については、意識・呼吸・循環のうち、一つでも異常が聴取できたら「赤」緊急群と判断し直ちに救急車を出場させます。また、意識・呼吸・循環に異常がなくても、胸痛・半身の麻痺・痙攣等のキーワードが聴取できれば「黄」準緊急群として対応することになっています。

内因性の「緑」低緊急群の設定については、様々な議論がなされましたが、最終的に電話での判断は困難との結論に至りました。ただ、記載はありませんが地震による精神症状（パニック・不安など）明らかな軽症事案と判断した場合は不応需とすることになっています。

(4) 不応需について

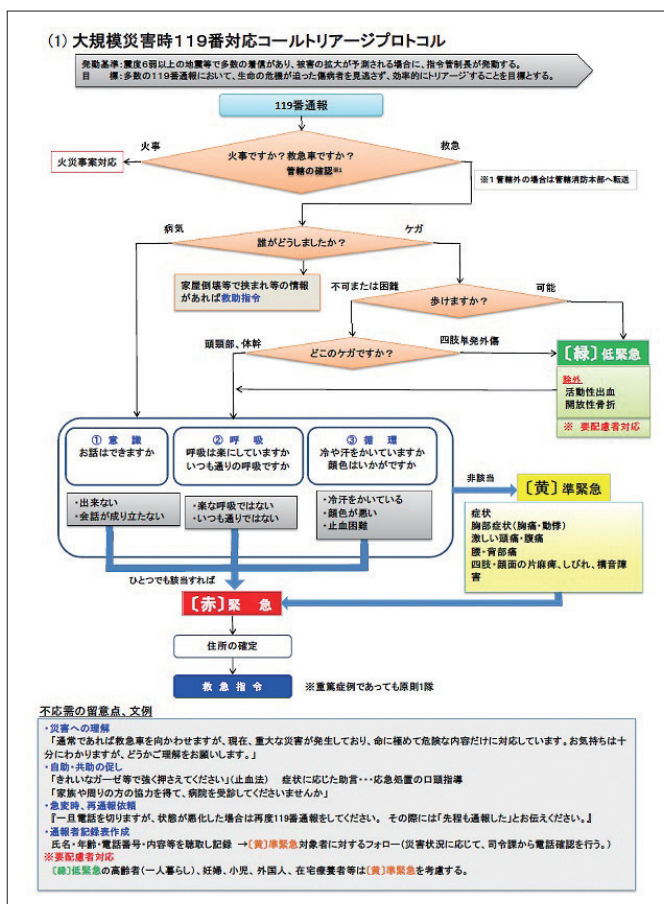
今回の地震で、特に苦慮したのが不応需と判断した場合の対応です。通報者が納得されず、切断できないことが多く見られました。ここで重要なことは、如何に通報者に理解をしていただくかだと考えます。

理解を得るためのポイントを以下に示します。

- i 災害規模と消防が現在取り組んでいることを伝える。
- ii 応急手当の口頭指導、医療機関の紹介等を伝え自助共助を促す。
- iii 急変した際は再通報するよう伝える。

なお、統一を図るためプロトコルの下段に文例を記載しました。

■ コールトリアージ



※参考文献

- ・スタート法トリアージ
- ・「緊急度判定支援システム CTAS2008日本語版/JTASプロトタイプ」
 監修：日本臨床救急医学会・日本救急看護学会・日本救急医学会
- ・「緊急度判定プロトコルVer.1 119番通報」
 監修：総務省消防庁

4 不応需に対する対応強化

「本当に出場させなくてよかったのだろうか？」地震後、通信指令員の誰もが自問自答しました。

課題の一つとして、現行の指令システムでは、不応需にした事案の詳細な記録は残りません。

今回、その対応策として、簡単な記録紙を作成しその取扱いも統一しました。時間経過及び災害の発生状況等を考慮し、消防側から不応需とした通報者に対し連絡し現況を確認することとしました。

5 取組み

今回の地震では、初動対応、業務継続についても課題が残りました。

初動対応強化のため、個人の行動指標(アクションカード)を作成し、指令員一人ひとりが迅速、的確に行動できるようにしました。研修・訓練を重ね、スキルアップに努めているところです。

また、業務継続については、システムがダウンした場合を想定した研修・訓練も反復継続しなければならないと考えています。

6 おわりに

今回のコールトリアージは、熊本地震で課題となった一部をマニュアル化したものをご紹介させていただきました。

首都直下、南海トラフ等の巨大地震の発生が叫ばれる中、それぞれの地域で想定される災害に対し、その地域に即した災害対応マニュアルの策定の一助になれば幸いです。

「火災で被災された方へ」の外国語版作成

大阪府 東大阪市消防局

1 東大阪市の概要

東大阪市は、生駒山の豊かな緑を背景に、面積61.78km²、人口約50万人を擁し、世界的にも高い製造技術を持つ企業が多数集積する「モノづくりのまち」として、また全国高校生ラグーマン憧れの花園ラグビー場がある「ラグビーのまち」として知られています。来年には、花園ラグビー場でラグビーワールドカップの試合が開催されることからより多くの観光客が訪れると期待されています。

東大阪市の位置図



2 「火災で被災された方へ」とは

消防職員の多くが、火災現場で自分の家が燃えているのを悲惨な思いで見ている罹災者の姿を目にしたことが

あると思います。罹災者は、ある日突然、自宅が火災に遭い、今後どこで生活すればよいのか、生活資金はどうすればよいのか、まず何から始めたらよいのかかわからない状況に陥ります。

そのような罹災者の現状を目の当たりにしたことがきっかけで、火災後に、罹災者がいち早く元通りの生活を立て直していくための案内資料を作成する事にしました。その案内資料の名前が「火災で被災された方へ」です。

案内資料の作成にあたって、市役所各課の窓口に出向き、何か罹災者のために役立つ制度がないかを聞いて回りました。すると、市営住宅への入居、資金の貸付、税金の減免といった罹災者をサポートする制度が考えていたよりも多くあることがわかりました。しかし、これらの制度を利用するためには、消防機関が発行している罹災証明書が必要であり、その罹災証明書を使って市民から申請しなければ受けることができないため、この案内資料を通じて、罹災者にまずこのような制度や手続きがある事を知ってもらう事が大事であると考えました。

作成には数か月の時間を要しましたが、ようやく平成26年から「火災で被災された方へ」を配布できるようになりました。

基本的には、焼損程度が全焼、半焼、又は罹災程度が全損、半損の罹災者に案内資料を手渡すことにしました。

3 成果

「火災で被災された方へ」を活用された罹災者からは、「非常に役にたった。」という意見を多数いただくことができました。

また、この案内資料がどれほど活用されているのかを調査したところ、平成24年と平成25年の1世帯当たりの罹災証明書の発行枚数の平均は、1.5枚程度でした。この数値は、以前から消防が案内しているとおり、主に火災保険や火災ごみの処理費用の減免に使用されていたと考えられます。

しかし、案内資料の配布を開始した平成26年から平成28年の発行枚数の平均は、3.5枚となりました。これは、罹災者が案内資料を見て、減免や給付制度を受けるために罹災証明書を多く発行しているという大きな成果であるといえます。

さらに、この案内資料をより多くの人に知ってほしい

という思いで、平成27年度大阪府東ブロック火災調査事例研究会や平成28年度全国消防職員意見発表会で発表しました。その結果、現在でも近隣の消防本部のみならず、全国の消防本部から案内資料の内容や用途についての問い合わせが来ています。



全国消防職員意見発表会

4 外国語版作成へと発展に至った経緯

東大阪市には現在、約18,000人の外国籍住民が在住しており、全体の人口の約3.6%を占めています。この比率は、大阪府下の市町村別でみると、大阪市、堺市に次ぐ高い数値です。今のところ火災で大きな被害を被った外国籍の罹災者はいませんが、今後、外国籍住民の方が火災を発生させる、又は類焼で被害が及ぶ可能性は大いに考えられます。もし、そのような状況になった場合にも、罹災者が迅速に対応できるように英語、中国語、韓国語に翻訳した資料も作成することにしました。

この3か国に決めた理由として、英語は、世界共通語として最も利用者数の多い言語です。そして、韓国語と中国語については、現在、東大阪市に在住している外国籍住民の約80%を占めているのが韓国、朝鮮、中国国籍の住民であるからです。

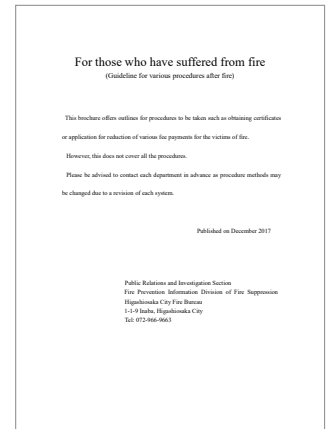
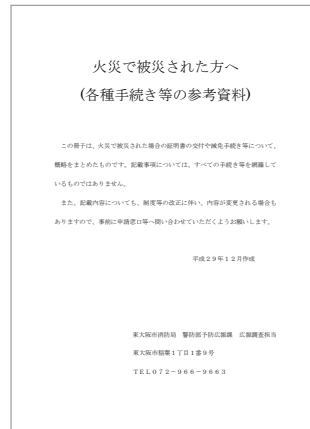
翻訳については、東大阪市の国際情報プラザに依頼しました。国際情報プラザは、外国籍住民が東大阪市で生活する上で、必要な情報の提供や相談案内をしている窓口です。

翻訳して頂いた職員に、苦勞した点や工夫した点を聞いたところ、日常生活には出てこないような専門用語や制度が記載されているために、翻訳者自身も記載事項を理解する必要があったため、各部署に問合せをし、外国籍の罹災者が理解しやすいように簡潔に翻訳することに苦勞したとのことでした。また、日本語では、同じ単語を繰り返してもあまり違和感はありませんが、外国語においてはあまり好ましくないため、それを避ける文書の組み立てが必要であったとのことでした。

「火災で被災された方へ」の各言語の表紙

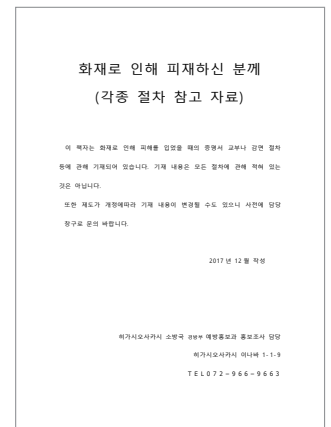
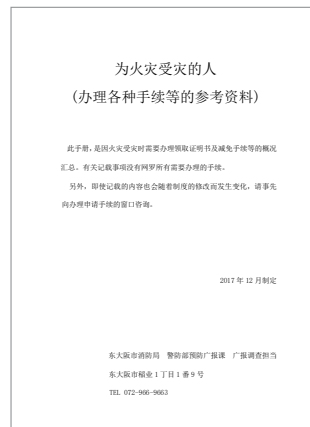
日本語

英語



中国語

韓国語



5 おわりに

今回、案内資料を作成したことで、罹災者の火災後の悲惨さを改めて考えることができました。自宅が火災に遭い、ましてや自分の過失によるものではない罹災者の深い悲しみや不安を直接見聞きできるのは私たち消防職員です。現場で見聞きした罹災者の要望を広く伝え、応えていき、更に発展させていくのも私たちです。今回、案内資料を外国語版作成に発展させましたが、今現在、この外国語版を使用した罹災者もいないため、日本語を話すことができない罹災者がこの案内資料を有効に使うことができるのか、日本人と同様に案内資料に記載している制度を受けることができるのか、発展の余地はまだあると考えています。

この案内資料に記載されている制度は、制度の改正や担当窓口の変更等に伴い、数年ごとに更新しています。正確で有効な案内資料にするためには、そういった改正情報に敏感にならなければいけません。また、案内資料に不満の声があれば、改善策を探し出す必要があります。このような積重ねが、罹災者の火災後の環境改善に少しずつでも繋がっていくと私たちは確信しています。

夏の風物詩、第40回小金井阿波おどり 署員も踊って火の用心をアピール

東京消防庁小金井消防署

平成30年7月29日、「第40回小金井阿波おどり大会」が開催され、当署職員も小金井市役所連の一員として参加しました。火消しの心意気を表す半纏デザインの消防の法被姿で街中を流し踊り「火の用心」を呼びかけながら小金井市民と交流しました。また、消防団と連携してミニ防火衣での写真撮影コーナーなどを設け、広く市民に防火防災をアピールすることができました。



山林事故救助訓練

豊橋市消防本部

豊橋市消防本部は、秋の行楽シーズンを迎え、登山者の山林事故に備えるため、9月21日（金）、本市の北部、愛知県と静岡県の間境に連なる弓張山地に位置する石巻山（標高358m）において、山林事故救助訓練を実施しました。訓練は「30代の夫婦が下山する際、山頂付近の階段から足を踏み外し約7メートル転落、女性は骨盤骨折、男性は右足を打撲した」との想定で行い、足場の悪い岩場における担架搬送の難しさや、要救助者の容態悪化への対応など実りのある訓練となりました。



消防通信

望

楼

ぼうろう

危険物安全月間に伴う合同訓練を実施

堺市消防局

堺市堺消防署では6月9日、丸全昭和運輸(株)関西支店堺倉庫営業所（堺区築港八幡町）と危険物安全月間に伴う合同訓練を実施しました。

本訓練は、危険物安全月間中の一環行事として実施したもので、公設消防隊からは消防車両4台14名、自衛消防隊は50名が参加しました。自衛消防隊による初動措置・通報・消火・避難誘導を実施し、公設消防隊への情報提供等の連携強化を図りました。また、公設消防隊は大型スノーケル車からの放水や救急隊による救護活動を行い、双方にとって有意義な訓練となりました。



集団救急救助対応（無差別殺傷テロ）訓練を実施

和歌山市消防局

当消防局では、来年、大阪で主要20か国首脳会議が開かれることなどから、JR西日本や和歌山電鐵、県警察本部と合同で集団救急救助対応（無差別殺傷テロ）訓練を9月14日に実施しました。



訓練は、駅構内で多くの人が刃物で襲われ、負傷しているという想定で行い、トリアージ（スタート法、PAT法）により搬送順位をつける方法や関係機関との調整を行いながら安全管理や現場指揮を行うことについて技術を確認しました。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

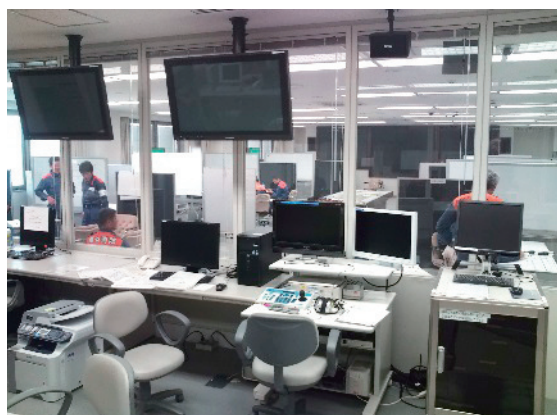


指揮シミュレーション訓練について

消防大学校の教育訓練の目玉のひとつに、「指揮シミュレーション訓練」があります。

指揮能力の向上は、消防大学校における幹部教育では外すことの出来ない要素であり、シミュレーションシステムを用いたこの訓練では、屋外において実動訓練をすることなく訓練することができ、また、シミュレーション訓練を経て実動訓練に繋げることも可能なため、練度の高い訓練を実施することができるという特徴があります。

システムの構成ですが、実際に学生が訓練を行う訓練室にユニット用端末、4画面モニター及びファクシミリ（以下「ユニット」という）が配置され、また、訓練進行を行う訓練統制室に教官用端末、サーバー及びネットワーク機器が設置されています。（写真①、②、③）



【写真③：訓練統制室の状況】
ガラス越しに訓練室（片側）を望む



【写真①：4画面モニターとFAX】
手前のテーブルにはプログラムに応じた図面等を差し入れ、訓練を行う



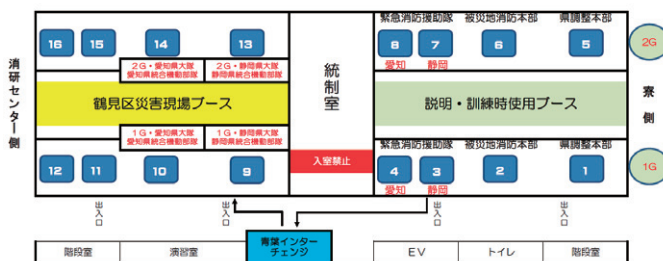
【写真②：4画面モニター】
1画面ずつ異なった付与情報を表示し、過去の情報が一定時間残るのが特徴

各ユニットは、訓練の進行に必要な付与情報をテキストや画像（動画・静止画）として表示するとともに、音声による状況付与ができます。また、プログラムの内容によって役割を任意に変更したり、学生数により、同じ役割を同時に複数のユニットに持たせたりすることも可能です。この機能があるため、1ユニットで完結する小規模なプログラムから複数のユニットを使用する複雑なプログラムまで対応することが可能となっています。

また、各ユニットは可動式となっており、訓練に合わせて柔軟なレイアウト変更が可能です。

訓練室は本館4階のほとんどを使い、中央に訓練統制室をはさみ2つの訓練室を配置しています。（図①）

4階指揮シミュレーション室レイアウト

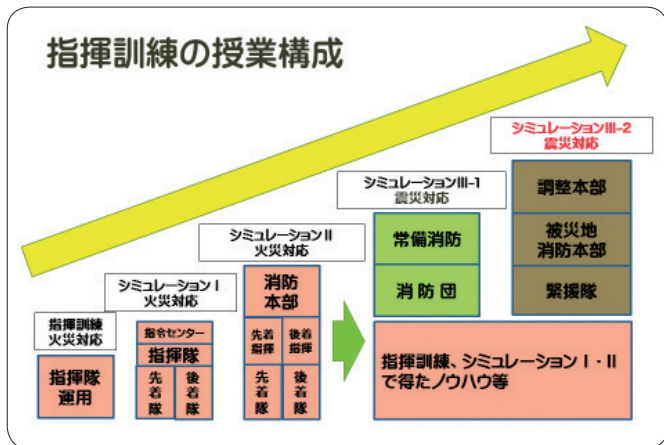


【図①：シミュレーションIII-2のレイアウト例】
統制室を挟んで両側に訓練室があり、それぞれ8基のユニットを配置している。



さらに、4階、5階にある5つの演習室にもユニットが1基ずつ配置されており、プログラムの内容や学生数によって活用しています。

次に、プログラムですが、現在、基本のプログラムが火災対応シミュレーションとしてI、II、震災対応シミュレーションとしてIII-1、III-2の計4つがあり、そのほか、学科・コースによって、指揮隊運用や多数傷病者対応等独自のプログラムも作成し運用しています。(図②)



【図②：授業構成（幹部科の例）】
装置に慣れながら、段階的に練度を高めていく

基本プログラムの「シミュレーションI」は、1棟独立建物火災対応シミュレーション訓練であり、学生が指令室、現場指揮本部、先着活動隊及び後着活動隊の計4つの役割を各ユニットに分かれて訓練します。

「シミュレーションII」は、建物同時2カ所（街区、高層）出火火災対応シミュレーション訓練であり、消防本部、第1現場指揮本部、第1現場活動隊、第2現場指揮本部及び第2現場活動隊の計5つの役割に分かれて訓練します。

「シミュレーションIII-1」は、大規模地震の発生から数時間程度（緊急消防援助隊が到着する前）の応急活動体制として、常備消防と消防団との連携が重要となるため、常備消防と消防団の2つの役割に分かれて訓練します。

「シミュレーションIII-2」は、「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」の適用となる大規模地震が発生した想定で、都道府県調整本部、被災地消防本部、緊急消防援助隊（都道府県大隊、統合機動部隊）活動現場、後方支援本部等の役割に分かれ、緊急消防援助隊の応援と受援、指揮支援対応等を含めた訓練となっています。この「シミュレーションIII-2」が、プログ

ラムの中で最も複雑であり、難易度も高くなりますが、緊急消防援助隊の運用時に、どのような組織がどのような役割を果たし、かつ的確に情報共有していくかということについて概括的に学ぶ重要な訓練であり、すべての基本シミュレーションを行う幹部科のほか、上級幹部科、実務講習のうち4コースと多くの学科・コースで実施しています。(写真④、⑤)



【写真④：指揮訓練シミュレーション】



【写真⑤：指揮訓練シミュレーション】

このシステムではさらに、本年度導入した街区ユニットを活用した街区火災対応訓練でもシミュレーション訓練を導入すべく、新しいプログラムを作成しているところです。新規プログラムの作成や修正を教官が行うことが出来るものであり、今後もブラッシュアップを図りながら、タイムリーな訓練を実施していきたいと考えています。

問い合わせ先

消防大学校教務部
TEL:0422-46-1712



最近の報道発表 (平成30年9月24日～平成30年10月23日)

<総務課>

| | | |
|----------|----------------------|---|
| 30.10.13 | 第31回危険業務従事者叙勲 (消防関係) | 第31回危険業務従事者叙勲 (消防関係) 受章者は、620名で勲章別内訳は次のとおりです。 瑞宝双光章 306名 瑞宝単光章 314名 |
|----------|----------------------|---|

<予防課>

| | | |
|----------|----------------------------|---|
| 30.10.17 | 平成30年度消防設備関係功労者等に係る消防庁長官表彰 | 消防庁では、11月1日(木)に平成30年度の「消防設備保守関係功労者」、「消防機器開発普及功労者」及び「優良消防用設備等」に係る消防庁長官表彰を行います。 |
|----------|----------------------------|---|

<危険物保安室>

| | | |
|---------|---|--|
| 30.10.1 | 「平成31年度危険物安全週間推進標語」及び「平成30年度危険物事故防止対策論文」の募集 | 消防庁では、危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を図り、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進するため、「平成31年度危険物安全週間推進標語」及び「平成30年度危険物事故防止対策論文」を募集します。 |
|---------|---|--|

<地域防災室>

| | | |
|----------|----------------------------------|---|
| 30.10.11 | 「第26回全国消防操法大会」の開催 | 全国の消防団員の技術向上と士気の高揚を図るとともに、消防活動の充実発展に寄与することを目的とし、日頃の訓練により培った消防操法技術を競い合う全国消防操法大会を富山県で開催します。全国消防操法大会は、昭和43年の第1回大会以降、2年ごとに開催しており、今大会で26回目となります。 |
| 30.9.25 | 消防団の組織概要等に関する調査の結果 (平成30年4月1日現在) | 消防庁では、全国の市区町村 (消防団事務を実施している消防本部、一部事務組合を含む) を対象に、平成30年4月1日現在の消防団の組織概要等に関する調査を行い、速報値として取りまとめましたので公表します。 |

<広域応援室>

| | | |
|----------|----------------------------|--|
| 30.10.18 | 平成30年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の実施 | 緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災を教訓に平成7年6月に創設され、これまで東日本大震災や今年度発生した大分県中津市土砂災害、大阪北部地震、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震など、38の災害に出動し、国民の安全・安心に貢献してきたところです。消防庁では、緊急消防援助隊の消火・救助技術や指揮・連携活動能力等の向上を図ることを目的として、平成8年度以降、毎年、全国を6ブロックに分けてブロック単位で地域ブロック合同訓練を実施しています。平成30年度は、11月～12月の間に、全国5箇所地域ブロック合同訓練を開催します。 |
|----------|----------------------------|--|

<消防研究センター>

| | | |
|---------|------------------------|---|
| 30.9.26 | 平成30年度消防防災科学技術賞受賞作品の決定 | この度、平成30年度「消防防災科学技術賞」の受賞作品を決定しました。 本表彰制度は、消防防災機器等の優れた開発・改良を行った方、消防防災科学に関する優れた論文を著した方、原因調査に関する優れた事例報告を著した方を消防庁長官が表彰することにより、消防科学技術の高度化と消防防災活動の活性化に資することを目的として、平成9年度から実施しています。 平成30年度においては、全国の消防機関、消防団、消防機器メーカー等から総計83編 (消防防災機器等の開発・改良40編、消防防災科学論文26編、原因調査事例17編) の応募があり、選考委員会 (委員長 亀井浅道 元横浜国立大学特任教授) による厳正な審査の結果、23編を受賞作品として決定しました。 表彰式は、下記の日時・会場にて執り行います。また、表彰式の会場で引き続き、受賞者による作品の口頭発表または展示発表が、第66回全国消防技術者会議 (消防研究センター主催、11月21日(水)、22日(木) ニッショーホール (日本消防会館)) の中で行われます。 (表彰式) 1 日時 平成30年11月21日(水) 11時40分から 2 会場 ニッショーホール (日本消防協会) 東京都港区虎ノ門2-9-16 |
|---------|------------------------|---|



最近の通知 (平成30年9月24日～平成30年10月23日)

| 発番号 | 日付 | あて先 | 発信者 | 標 題 |
|----------------------|-------------|---------------------------------|-----------------------|---|
| 事務連絡 | 平成30年10月18日 | 各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市本部 | 消防庁予防課 | 予防技術検定の実施に関する公示について |
| 事務連絡 | 平成30年10月4日 | 各都道府県消防防災主管課 | 消防庁消防・救急課 | 平成30年度「消防学校の教育訓練に関する調査」の結果について |
| 消防予第575号 消防危第184号 | 平成30年10月2日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長 | 風水害、地震等の災害に伴う長時間停電を踏まえた防火対策の徹底について |
| 消防危第179号 | 平成30年9月27日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁危険物保安室長 | 風水害発生時における危険物保安上の留意事項及び危険物施設の被害状況調査について（協力依頼） |
| 消防危第176号 | 平成30年9月26日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁危険物保安室長 | 「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」に係る執務資料の送付について |

広報テーマ

| 11 月 | | 12 月 | |
|------------------------------------|-------|------------------------------|--------|
| ① 秋季全国火災予防運動 | 予防課 | ① 消防自動車等の緊急通行時の安全確保に対する協力の促進 | 消防・救急課 |
| ② 津波による被害の防止 | 防災課 | ② ストーブ火災の注意喚起 | 予防課 |
| ③ 女性（婦人）防火クラブ活動の理解と参加の呼び掛け | 地域防災室 | ③ セルフスタンドにおける安全な給油について | 危険物保安室 |
| ④ 正しい119番通報要領の呼び掛け《11月9日は「119番の日」》 | 防災情報室 | ④ 雪害に対する備え | 防災課 |



平成30年11月9日(金)から15日(木) 秋季全国火災予防運動を実施します!

予防課

消防庁では、空気の乾燥や、暖房器具の使用など、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災による死傷者の発生や財産の損失を防ぐことを目的として、「119番の日」である11月9日から15日まで(一部地域を除く。)の7日間にわたり、秋季全国火災予防運動を実施します。

この運動は毎年春・秋の2回実施しており、今年度は「忘れてない? サイフにスマホに火の確認」を全国統一防火標語とし、防火防災に関する展示、体験型イベントなどのほか、学校、事業所等と消防本部・消防署が協働した防火講習会や消防訓練等が行われます。防火に関する正しい知識や技能の修得のため、積極的に参加しましょう。



平成30年
秋季全国火災予防運動ポスター
やまだ あんな
山田 杏奈さん

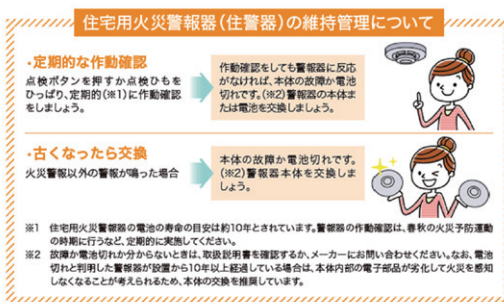


平成30年度
全国統一防火標語ポスター
こじま まこと
小嶋 真子さん

平成29年中の住宅火災の件数は総出火件数の約3割ですが、住宅火災による死者数は総死者数1,456人のうち985人と約7割を占めています。住宅火災による死者の発生防止対策の要点「住宅防火いのちを守る7つのポイント～3つの習慣・4つの対策～」を参考に身の回りの火災予防について確認しましょう。

また、住宅火災による死者を減らすため、住宅用火災警報器の設置が新築住宅については平成18年6月から義務化され、10年が経ちました。

住宅用火災警報器の多くが電池で作動しており、概ね10年がその寿命とされています。点検ボタンを押すなどして作動確認を行い、必要なときに警報がなるようにしましょう。また、火災予防運動の時期などに、定期的に住用火災警報器の作動確認をし、適切に交換を行うよう習慣づけましょう。



この秋季全国火災予防運動に合わせて、「寝たばこ」による火災防止を呼びかける「たばこ火災防止キャンペーン」(一般社団法人日本たばこ協会主催)も実施されます。

「たばこ」を原因とした住宅火災で多くの死者が発生しています。喫煙者の方は絶対に寝たばこはせず、ご家族に喫煙者がいる方は、寝たばこをしないよう声かけをしましょう。



問い合わせ先
消防庁予防課
TEL: 03-5253-7523

津波による被害の防止

防災課

平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめ、我が国はこれまで幾多の大地震とそれに伴う巨大な津波による被害を受けてきました。今後も、南海トラフ巨大地震等による津波被害の発生が懸念されています。

津波による被害を防ぐため、強い揺れや、弱くても長い揺れがあった場合には、すばやく、津波災害に対応した指定緊急避難場所や高台などの安全な場所へ避難することが重要です。

津波による人的被害を軽減するためには、住民等一人ひとりの避難行動が基本になることから、消防庁においては、平成25年3月に「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」を取りまとめ、都道府県による津波浸水想定の設定や、これを踏まえた市町村による指定緊急避難場所、避難経路の指定などを含む津波避難計画策定の取組を推進しているところです。

市町村における津波避難計画の策定率は着実に向上していますが、津波による被害を防止するためには、いざというとき津波から円滑に避難することができるよう、住民等が直接参画し、それぞれの津波避難の方法等を検討しておくことも重要です。

このため消防庁では、
・津波避難計画を策定していない市町村においては早急に津波避難計画を策定すること

- ・既に津波避難計画を策定している市町村においては内容の充実を図ること
 - に加え、
 - ・各市町村において住民参加による地域ごとの津波避難計画の作成を促進すること
 - ・都道府県においてはこれらについて助言のほか必要な取組を実施すること
- を要請しています。

地域ごとの津波避難の検討は、真に自らの命を守ることと直結するものであり、住民自らが策定するという心構えが大切です。また、津波避難対策は、事業を営む民間企業等の協力、支援、参画も得ながら、地域ぐるみで実施することが重要です。実践的な訓練等を繰り返し、その検証を通じて、不断に見直していくことで、より高い実効性が得られるとともに、避難に対する意識の向上が図られていきます。

実際に避難行動をとる住民一人ひとりが、「自分の命は自分で守る」といった自覚を持ち、日頃から津波避難訓練等を通じて防災意識の向上を図り、強い揺れや弱くても長い揺れがあった場合には、直ちに海辺から離れ、急いで安全な場所へ避難するという行動をとることが重要です。

津波による災害の防止

地震が発生した時は「直ちに海辺から離れ、急いで安全な場所へ避難する」ことが重要です。

→「自分の命は自分で守る」といった津波防災意識を高くもち住民一人ひとりが主体的に行動することが大切です。
※地震発生後、短時間で津波が沿岸部に到達する可能性があります。



「揺れたら逃げる」

「警報を聞いたら逃げる」

津波避難誘導標識システムによる記載例



問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 震災対策係
TEL: 03-5253-7525



女性（婦人）防火クラブ活動の紹介と参加の呼び掛け

地域防災室

女性（婦人）防火クラブは、家庭での火災予防の知識の習得、地域全体の防火意識の高揚などを目的に地域で活動している組織です。平成29年4月1日現在、全国で8,407団体、約129万人のクラブ員の皆さんが熱心に活動されています。

女性（婦人）防火クラブの活動

女性（婦人）防火クラブの主な活動の一つが火災予防への取組です。地域住民や児童・生徒などに対する火災予防知識や防災製品の普及啓発を始め、消火器の取扱訓練など実演を通して、火災予防技術の向上に貢献しています。特に、住宅用火災警報器の設置や維持管理では、イベントを通じた呼び掛けや地域で住宅用火災警報器を共同購入するなど、積極的な活動が実施されています。

また、地域の防災に関する取組においても幅広い活動が行われています。平常時には、地震時の家具転倒防止に関する知識の普及啓発、応急救護訓練の実施、消防団等と連携した地域の防災訓練への参加等が行われています。



宮城県婦人防火クラブ連絡協議会による炊き出し
【防災推進国民大会2017（宮城県仙台市）】

他方、災害発生時には、避難誘導、避難所における炊き出し支援等が実施されており、家庭や地域の防災力向上に大きく貢献しています。東日本大震災においても、避難所での炊き出し支援や被災地への義援金・支援物資の提供等の支援活動が各地のクラブで行われました。

さらに、災害発生時の避難などの際に支援が必要となる避難行動要支援者に配慮した地域づくりの一環として、避難行動要支援者宅への日常の家庭訪問による防災点検や、災害時の避難誘導（そのための日頃からの訓練）なども実施されています。

こうした活動は地域コミュニティの活性化にも繋がる

ことが期待されることから、クラブ員の皆さんの知識・経験やネットワークを活かした支援活動に対して、大きな期待が寄せられています。

連携によるメリット

女性（婦人）防火クラブの活動は、他の地域のクラブとの連携や情報交換により一層の充実が期待できます。現在、43道府県において女性（婦人）防火クラブの連絡協議会が設立され、クラブ間の意見交換や合同研修など様々な交流が行われています。

また、女性（婦人）防火クラブと同様に地域防災を担う消防団や自主防災組織、民生委員や社会福祉協議会などの地域の関係機関・団体との連携を深めることも重要です。合同での防災訓練や意見交換の場を持つなど、日頃から顔の見える関係づくりを行うことで、いざという時にスムーズな協力体制の構築が期待できます。



全国女性防火クラブの集い（平成30年10月4日）
【主催：一般財団法人日本防火・防災協会】

活動の活性化に向けて

女性（婦人）防火クラブは地域の防火・防災について重要な役割を担っており、火災や地震等の災害発生時には、地域に根ざした女性の方々による活動が非常に大きな力となります。

「自分たちの地域は自分たちで守る」という信念と連帯意識の下、火災や災害に強い安心・安全なまちづくりのため、より多くの方々に女性（婦人）防火クラブの活動を知っていただくとともに、積極的に参加していただきたいと思えます。

問い合わせ先

消防庁地域防災室 佐々木
TEL: 03-5253-7561



11月9日は「119番の日」 正しい119番緊急通報要領 ～いざという時慌てないために～

防災情報室



11月9日は「119番の日」

消防庁では、消防に対する正しい理解と認識を深めるとともに、防災意識の高揚、地域ぐるみの防災体制の確立に資することを目的として、昭和62年より11月9日を「119番の日」としています。

住民からの的確な119番通報は、国民の生命財産を守る消防活動の迅速さ、確実性につながります。

119番通報時の留意点をまとめましたのでご活用ください。



How to 119番通報

一秒を争う消火活動や救急・救助活動の始動のために119番通報は重要なものです。

いざという時のために、119番通報にあたっての留意事項を紹介します。

①通報前の留意事項

<火災の場合>

通報している場所まで煙や火が拡大するなど危険が迫っている場合は、すぐ避難し安全な場所から通報してください。

<救急の場合>

急な病気やけがをしたとき、救急車を呼ぶべきか、どこの病院に行くべきか迷うことがあります。そんなとき、どう対応すればいいのか判断の手助けをしてくれる「全国版救急受診アプリ(愛称「Q(きゅう)助(すけ)」)を消防庁で作成しました。「Q(きゅう)助(すけ)」では、該当する症状を選択していけば、緊急度に応じた対応が表示され、自力受診する場合には、医療機関の検索(厚生労働省の「医療情報ネット」にリンク)、受診手段の検索(「全国タクシーガイド」にリンク)が行えます。救急車を呼ぶべき症状をまとめた「救急車利用リーフレット」等と併せて御活用ください。また、自治体によっては、急なケガや病気の際に、専門家が相談に応じる電話相談窓口(＃7119等)を設置しているところもありますので、御確認の上、御相談ください。

②通報時の留意事項

119番通報の際、消防本部の職員から「火事ですか？救急ですか？」と聞かれます。また、次のような情報をお尋ねしますので、落ち着いて対応をお願いします。

<火災の場合>

- ・発生場所(住所・階層・近くの目標物等)
- ・何が燃えているか？
- ・逃げ遅れはないか？
- ・通報者の氏名・電話番号

<救急の場合>

- ・発生場所(住所・階層・近くの目標物等)
- ・誰がどうしたのか？
- ・通報者の氏名・電話番号

<事故の場合>

- ・発生場所(住所・近くの目標物等)
- ・どのような事故か？

・怪我人(閉じこめられている人)はいるか？

・通報者の氏名・電話番号

なお、適切な医療機関に搬送するため、傷病者の年齢、持病、かかりつけの病院などをお尋ねする場合があります。また、職員が電話を通じて傷病者への応急手当(心肺蘇生やAED)などをお願いする事があります。

③携帯電話からの通報にかかる注意点

近年の携帯電話の普及に伴い、携帯電話による119番通報は、通報総数の約4割を占めています。

消防本部の管轄境界付近から携帯電話で通報した場合は、通報場所を管轄する消防本部とは異なる消防本部につながる場合があります。この場合、通報を受けた消防本部は、通報場所を管轄する消防本部(実際に救急車や消防車が出動する消防本部)へ119番通報の転送を行う場合があります。通報を転送するとき、通話を切らずにお待ちください。なお、転送ができない場合は、管轄する消防本部の電話番号を案内するなどの対応を行っています。

④「050」から始まるIP電話等の注意点

「050」から始まる電話番号は、原則119番通報ができません。自宅のIP電話や、利用している通話アプリが緊急通報に対応しているか、契約している電話事業者を確認してください。対応していない場合は、「050」から始まる電話以外の電話から通報するか、お住まいの地域を管轄している消防本部の電話番号を控えておけば、いざという時に慌てずに通報できます。

⑤音声以外の119番通報

現在、全国の消防本部では、耳が聞こえない、言葉が話せない等の事情で音声による119番通報が困難な方々が円滑に火災等に係る通報を行えるよう、スマートフォンのタッチ操作等の音声以外の方法による通報を可能とする「Net119緊急通報システム」の導入を進めているところです。

また、このシステムが未導入の場合でも、FAX、電子メール等による119番通報を受け付けている消防本部もあります。これらの通報手段の利用方法については、お住まいの地域を管轄する消防本部にお問い合わせください。



119番通報の訓練をしよう！

火災や救急の必要な場面に遭遇したときには、落ち着いて119番通報することが大切ですが、いざというときに、冷静に必要な情報を伝えるのは難しいことです。このため、多くの消防本部では地域の消防訓練などにあわせて、119番の通報訓練も行っています。疑似的な通報訓練を体験しておけば、実際の通報時には大変有効となりますので、ご希望の場合にはお近くの消防署へご相談ください。

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室
TEL: 03-5253-7526



山小屋等の民間施設を活用した避難施設の整備に係る財政措置について

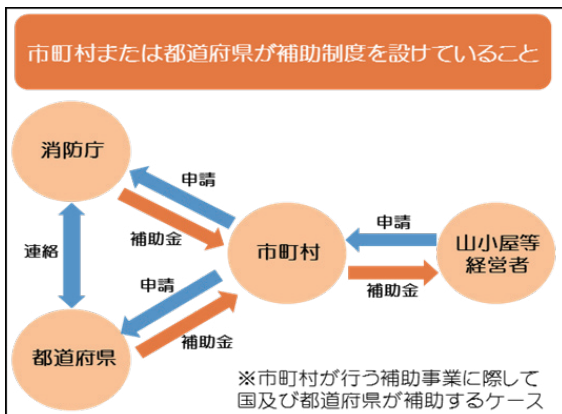
防災課

1 はじめに

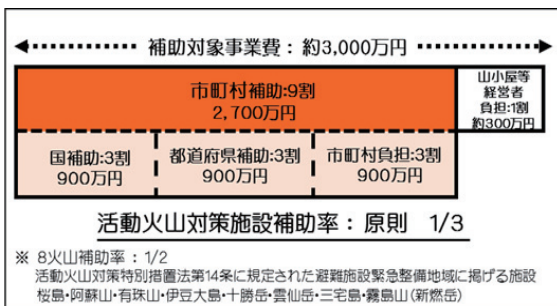
消防庁では、地方公共団体が行う活動火山対策避難施設の整備について、「消防防災施設整備費補助金」及び「緊急防災・減災事業債」の対象とし、設置・改修等を促進してきたところですが、平成30年度から、山小屋等の民間施設を活用した避難施設の整備について、財政措置を拡充しました。

具体的には、民間事業者が整備する活動火山対策特別措置法第6条第1項第3号に掲げる避難施設（火山現象の発生時における登山者その他の火山に立ち入る者が利用するものに限る。）について、地方公共団体が民間事業者に補助する場合に係る経費を補助対象に追加しました。（図1、2）。

（図1） 仕組み



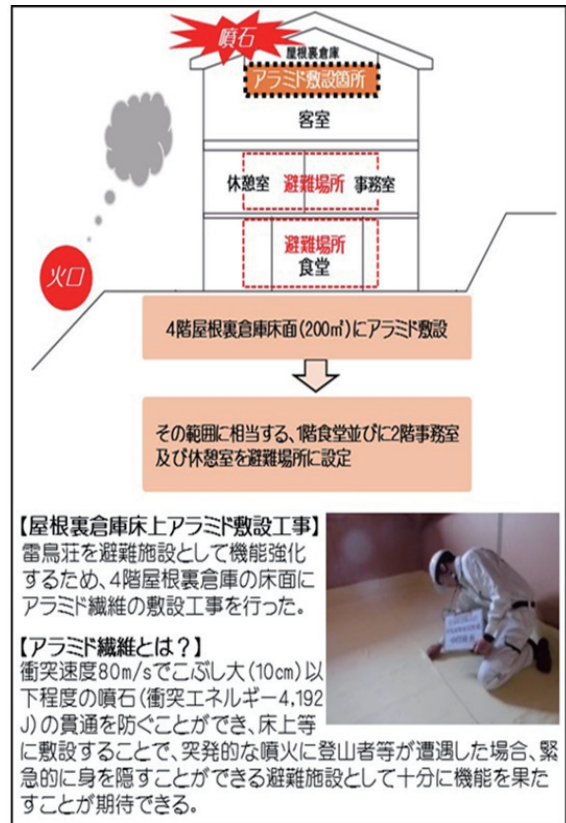
（図2） 市町村の補助金に対して国、都道府県が補助する例



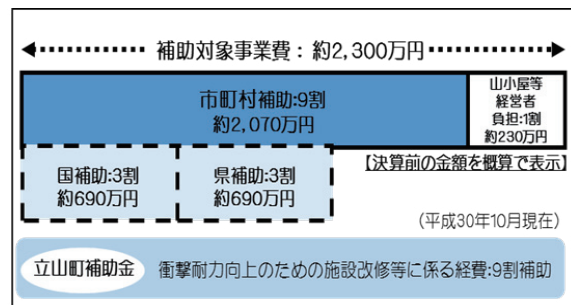
2 活用事例の紹介

富山県立山町の雷鳥荘では、本制度を活用し、屋根床上にアラミド繊維を敷設する噴石対策を行い、その直下にある休憩室、事務室、食堂を突発的な噴火に遭遇した登山客等が身を隠すことができる避難場所としました（図3、4）。

（図3） 噴石対策イメージ



（図4） 立山町の補助金に対して国、富山県が補助した事例



3 おわりに

火山所在自治体への積極的な情報提供、助言等を行い、本制度を活用した積極的な活動火山対策避難施設の整備を促進してまいります。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525

秋の全国火災予防運動
11月9日～11月15日

住宅用火災警報器 交換のすすめ
10年たったら、
とりかえろ。



山田 杏奈

忘れてない？
サイフにスマホに
火の確認

制作 一般財団法人 日本防火・危機管理促進協会 後援 消防庁 全国消防長会

このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。

